



四半期報告書

(第67期第2四半期) 自 平成21年7月1日
至 平成21年9月30日

株式会社損害保険ジャパン

(E03827)

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第67期第2四半期 四半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【保険引受の状況】	6
2 【事業等のリスク】	11
3 【経営上の重要な契約等】	11
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	13
第3 【設備の状況】	15
第4 【提出会社の状況】	16
1 【株式等の状況】	16
2 【株価の推移】	35
3 【役員の状況】	36
第5 【経理の状況】	37
1 【中間連結財務諸表】	38
2 【その他】	88
3 【中間財務諸表】	92
4 【その他】	123
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	124
中間監査報告書	125
確認書	129

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月27日

【四半期会計期間】 第67期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

【会社名】 株式会社損害保険ジャパン

【英訳名】 Sompo Japan Insurance Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 佐藤 正 敏

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 03(3349)3111 (代表)

【事務連絡者氏名】 文書法務部課長 唐 木 邦 光

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 03(3349)3111 (代表)

【事務連絡者氏名】 文書法務部課長 唐 木 邦 光

【縦覧に供する場所】 当社 横浜支店(横浜市中区本町2丁目12番地)
当社 千葉支店(千葉市中央区鶴沢町20番16号)
当社 埼玉支店(さいたま市大宮区桜木町4丁目82番地1)
当社 名古屋支店(名古屋市中区丸の内3丁目22番21号)
当社 北大阪支店(大阪市中央区瓦町4丁目1番2号)
当社 神戸支店(神戸市中央区栄町通3丁目3番17号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神2丁目14番2号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西5丁目14番地の1)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を記載しています。

(1) 最近3中間連結会計期間および最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第65期中	第66期中	第67期中	第65期	第66期
連結会計期間	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
経常収益 (百万円)	959,146	917,808	918,791	1,894,121	1,767,980
正味収入保険料 (百万円)	702,518	689,217	656,909	1,368,740	1,308,194
経常利益 (△は経常損失) (百万円)	80,891	37,064	31,877	94,063	△144,052
中間(当期)純利益 (△は当期純損失) (百万円)	52,079	22,735	29,345	59,636	△66,710
純資産額 (百万円)	1,456,038	916,425	732,942	1,071,176	594,946
総資産額 (百万円)	7,052,563	6,300,640	6,115,686	6,450,734	5,913,379
1株当たり純資産額 (円)	1,477.91	928.70	740.84	1,086.86	602.30
1株当たり 中間(当期)純利益金額 (△は1株当たり 当期純損失金額) (円)	52.89	23.09	29.80	60.57	△67.75
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	52.86	23.08	29.78	60.55	—
自己資本比率 (%)	20.63	14.51	11.93	16.59	10.03
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	101,572	49,479	16,578	91,847	△37,138
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	10,887	△33,850	△91,755	△37,208	41,246
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△15,858	△19,519	105,730	△15,901	△19,303
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	380,811	315,362	333,383	319,998	299,497
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	17,825 [5,055]	19,371 [5,359]	20,867 [5,245]	18,118 [5,159]	19,572 [5,318]

(注) 1 第66期中および第67期中の平均臨時雇用者数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

2 第66期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の最近3中間会計期間および最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第65期中	第66期中	第67期中	第65期	第66期
会計期間	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
正味収入保険料 (対前年同期増減率)	(百万円) (%) 688,479 (△0.90)	(百万円) (%) 674,871 (△1.98)	(百万円) (%) 641,665 (△4.92)	(百万円) (%) 1,345,024 (△1.30)	(百万円) (%) 1,290,464 (△4.06)
経常利益 (△は経常損失) (対前年同期増減率)	(百万円) (%) 68,255 (39.21)	(百万円) (%) 29,327 (△57.03)	(百万円) (%) 32,138 (9.59)	(百万円) (%) 73,316 (△20.11)	(百万円) (%) △153,884 (△309.89)
中間(当期)純利益 (△は当期純損失) (対前年同期増減率)	(百万円) (%) 43,273 (89.44)	(百万円) (%) 17,205 (△60.24)	(百万円) (%) 30,715 (78.52)	(百万円) (%) 44,667 (△7.25)	(百万円) (%) △73,943 (△265.54)
正味損害率	(%) 60.75	(%) 63.53	(%) 74.69	(%) 65.11	(%) 70.34
正味事業費率	(%) 32.35	(%) 33.77	(%) 34.15	(%) 32.89	(%) 34.51
利息及び配当金収入 (対前年同期増減率)	(百万円) (%) 70,630 (36.44)	(百万円) (%) 55,934 (△20.81)	(百万円) (%) 46,319 (△17.19)	(百万円) (%) 135,606 (19.35)	(百万円) (%) 102,511 (△24.40)
資本金 (発行済株式総数)	(百万円) (千株) 70,000 (987,733)	(百万円) (千株) 70,000 (987,733)	(百万円) (千株) 70,000 (987,733)	(百万円) (千株) 70,000 (987,733)	(百万円) (千株) 70,000 (987,733)
純資産額	(百万円) 1,461,760	(百万円) 919,156	(百万円) 748,032	(百万円) 1,074,490	(百万円) 615,721
総資産額	(百万円) 6,025,454	(百万円) 5,214,112	(百万円) 5,008,651	(百万円) 5,388,567	(百万円) 4,856,435
1株当たり純資産額	(円) 1,484.25	(円) 932.59	(円) 758.38	(円) 1,090.78	(円) 624.38
1株当たり 中間(当期)純利益金額 (△は1株当たり 当期純損失金額)	(円) 43.95	(円) 17.47	(円) 31.19	(円) 45.36	(円) △75.10
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益金額	(円) 43.92	(円) 17.47	(円) 31.17	(円) 45.35	(円) —
1株当たり配当額	(円) —	(円) —	(円) —	(円) 20.00	(円) 20.00
自己資本比率	(%) 24.25	(%) 17.61	(%) 14.91	(%) 19.93	(%) 12.66
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	(人) 15,895 [5,047]	(人) 16,967 [5,348]	(人) 17,481 [5,149]	(人) 16,095 [5,151]	(人) 17,042 [5,304]

(注) 1 正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料

2 正味事業費率＝(諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料

3 第66期中および第67期中の平均臨時雇用者数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

4 第66期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

(1) 事業内容の重要な変更

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

(2) 主要な関係会社の異動

①損害保険事業

当第2四半期連結会計期間において、Maritima Seguros S.A. およびMaritima Saude Seguros S.A. を関係会社（持分法適用関連会社）としました。

また、関係会社であるセゾン自動車火災保険株式会社を持分法適用関連会社から連結子会社としました。

②生命保険事業

主要な関係会社に異動はありません。

3 【関係会社の状況】

(1) 当第2四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(持分法適用関連会社) Maritima Seguros S.A.	ブラジル (サンパウロ)	385,499千 レアル	損害保険事業	50.0 (50.0)	役員の兼任等 1名
Maritima Saude Seguros S.A.	ブラジル (サンパウロ)	54,107千 レアル	損害保険事業	0.0 (0.0) [100.0]	役員の兼任等 1名

- (注) 1 Maritima Seguros S.A. およびMaritima Saude Seguros S.A. は有価証券届出書および有価証券報告書を提出していません。
 2 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
 3 「議決権の所有（又は被所有）割合」欄の（ ）内に間接所有の割合を内数で記載し、[]内は緊密な者または同意している者の所有割合を外数で記載しております。

(2) 当第2四半期連結会計期間において、以下の関係会社が持分法適用関連会社から連結子会社となりました。

名称	住所	資本金（百万円）	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) セゾン自動車火災保険 株式会社	東京都豊島区	3,610	損害保険事業	63.8	当社は業務委託契約に基づき、その業務の代理を行っております。 役員の兼任等 4名

- (注) 1 セゾン自動車火災保険株式会社は特定子会社には該当せず、有価証券届出書および有価証券報告書を提出していません。
 2 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	20,867 [5,245]
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、執行役員(執行役員兼務取締役を除く。)を含みます。臨時従業員数は [] 内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
- 2 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	17,481 [5,149]
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、執行役員(執行役員兼務取締役を除く。)を含みます。臨時従業員数は [] 内に当第2四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。
- 2 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

第2 【事業の状況】

1 【保険引受の状況】

(1) 損害保険事業の状況

① 元受正味保険料（含む収入積立保険料）

区分	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)			当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)
火災	55,641	14.25	—	54,692	14.93	△1.70
海上	13,681	3.50	—	10,078	2.75	△26.34
傷害	72,232	18.50	—	55,510	15.16	△23.15
自動車	161,606	41.38	—	159,446	43.54	△1.34
自動車損害賠償責任	43,084	11.03	—	43,318	11.83	0.54
その他	44,276	11.34	—	43,166	11.79	△2.51
合計	390,523	100.00	—	366,213	100.00	△6.22
(うち収入積立保険料)	(46,192)	(11.83)	—	(29,417)	(8.03)	(△36.31)

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 「元受正味保険料（含む収入積立保険料）」とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものであります。（積立型保険の積立保険料を含みます。）

② 正味収入保険料

区分	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)			当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)
火災	37,156	11.10	—	35,715	11.15	△3.88
海上	11,165	3.33	—	7,868	2.46	△29.52
傷害	33,108	9.89	—	33,057	10.32	△0.15
自動車	161,057	48.09	—	159,138	49.66	△1.19
自動車損害賠償責任	50,856	15.19	—	45,014	14.05	△11.49
その他	41,540	12.40	—	39,666	12.38	△4.51
合計	334,884	100.00	—	320,461	100.00	△4.31

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

③ 正味支払保険金

区分	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)			当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)
火災	15,857	7.90	—	15,773	6.53	△0.53
海上	4,478	2.23	—	3,716	1.54	△17.01
傷害	17,206	8.57	—	17,029	7.05	△1.03
自動車	99,365	49.50	—	100,907	41.78	1.55
自動車損害賠償責任	41,708	20.78	—	39,044	16.17	△6.39
その他	22,137	11.03	—	65,022	26.92	193.72
合計	200,753	100.00	—	241,494	100.00	20.29

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

(2) 生命保険事業の状況

① 保有契約高

区分	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
	金額(百万円)	対前年度末比 増減(△)率(%)	金額(百万円)
個人保険	10,692,175	4.27	10,254,286
個人年金保険	80,750	△0.84	81,435
団体保険	1,833,473	△9.86	2,033,965
団体年金保険	—	—	—

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものであります。

② 新契約高

区分	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)			当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)		
	新契約+転換 による純増加 (百万円)	新契約 (百万円)	転換による 純増加 (百万円)	新契約+転換 による純増加 (百万円)	新契約 (百万円)	転換による 純増加 (百万円)
個人保険	437,877	437,877	—	613,247	613,247	—
個人年金保険	442	442	—	427	427	—
団体保険	4,210	4,210	—	23,470	23,470	—
団体年金保険	—	—	—	—	—	—

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資であります。

(参考) 提出会社の状況

ソルベンシー・マージン比率

		当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
(A) ソルベンシー・マージン総額	(百万円)	1,596,345	1,264,786
資本金又は基金等	(百万円)	422,147	391,013
価格変動準備金	(百万円)	8,648	5,779
危険準備金	(百万円)	611	611
異常危険準備金	(百万円)	450,304	446,019
一般貸倒引当金	(百万円)	1,117	899
その他有価証券の評価差額 (税効果控除前)	(百万円)	453,594	285,244
土地の含み損益	(百万円)	53,130	63,450
払戻積立金超過額	(百万円)	—	—
負債性資本調達手段等	(百万円)	128,000	—
控除項目	(百万円)	91,768	81,480
その他	(百万円)	170,560	153,248
(B) リスクの合計額	(百万円)	411,983	404,892
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+R_5+R_6}$	(百万円)		
一般保険リスク (R1)	(百万円)	86,235	86,313
第三分野保険の保険リスク (R2)	(百万円)	—	—
予定利率リスク (R3)	(百万円)	5,545	5,572
資産運用リスク (R4)	(百万円)	175,042	161,758
経営管理リスク (R5)	(百万円)	9,386	13,696
巨大災害リスク (R6)	(百万円)	202,475	202,915
(C) ソルベンシー・マージン比率	(%)	774.9	624.7
$[(A)/\{(B) \times 1/2\}] \times 100$			

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

<ソルベンシー・マージン比率>

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」（本表の「(B)リスクの合計額」）に対して、「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（本表の「(A)ソルベンシー・マージン総額」）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（本表の(C)）であります。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ①保険引受上の危険
（一般保険リスク）
（第三分野保険の保険リスク）
： 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除きます。）
 - ②予定利率上の危険
（予定利率リスク）
： 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③資産運用上の危険
（資産運用リスク）
： 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ④経営管理上の危険
（経営管理リスク）
： 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
 - ⑤巨大災害に係る危険
（巨大災害リスク）
： 通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険
- ・「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除きます。）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額であります。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を判断するための指標のひとつであります。その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間における、経営上の重要な契約等は次のとおりです。

当社と日本興亜損害保険株式会社（以下「日本興亜損保」）は、平成21年3月13日に経営統合に向けての基本合意書を締結しておりますが、その後、平成21年7月29日開催の両社の取締役会において、「経営統合に向けての契約書」を決議し、同契約書を締結いたしました。同契約書で定められた事項の概要は以下のとおりであります。本経営統合は、両社の臨時株主総会の承認と関係当局の認可等を前提としております。

なお、当社と日本興亜損保との経営統合に関するその後の経過については、「第5 経理の状況

1 中間連結財務諸表」の注記事項「重要な後発事象」をご参照ください。

(1) 株式移転の目的

平成21年3月13日に締結された、経営統合に向けての基本合意書から変更ありません。

(2) 株式移転の条件

①株式移転の方法

平成21年3月13日に締結された、経営統合に向けての基本合意書から変更ありません。

②株式移転の日程

経営統合に向けての基本合意書締結	平成21年3月13日
経営統合に向けての契約書締結	平成21年7月29日
株式移転計画書作成	平成21年10月末日まで（予定）
株式移転計画承認臨時株主総会	平成21年12月下旬（予定）
共同持株会社設立登記日	平成22年4月1日（予定）

(3) 株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式移転設立完全親会社となる会社の株式の数およびその算定根拠

①株式移転比率

	当社	日本興亜損保
株式移転比率	1	0.9

(注) 1 本経営統合に伴い、当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を、日本興亜損保の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式0.9株を割当て交付します。ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上、変更することがあります。

2 共同持株会社が発行する新株式数（予定）：普通株式：1,722,802,230株

上記は平成21年3月31日現在における両社の発行済株式総数を前提として算定した株式数であり、両社は、本件株式移転効力発生日の前日までに、その保有する自己株式を原則として消却する予定ですので、共同持株会社が発行する新株式数は変動いたします。また両社の新株予約権が行使された場合も、新株式数は変動することがあります。

②株式移転比率の算定根拠

当社および日本興亜損保は、本件株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、当社は野村證券株式会社（以下「野村証券」）、みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」）、ゴールドマン・サックス証券株式会社（以下「ゴールドマン・サックス」）に対し、また日本興亜損保はメリルリンチ日本証券株式会社（以下「メリルリンチ」）、三菱UFJ証券株式会社（以下「三菱UFJ証券」）に対し、それぞれ本経営統合に係る株式移転比率の算定を依頼しました。

当社は、野村証券、みずほ証券、ゴールドマン・サックスによる算定結果を参考に、日本興亜損保は、メリルリンチ、三菱UFJ証券の算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、平成21年7月29日、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、上記株式移転比率に合意し、決定いたしました。

(4) 株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の資本金・事業の内容等

①共同持株会社の商号

NK S J ホールディングス株式会社

(英文名称) NKSJ Holdings, Inc.

②共同持株会社の本店の所在地

東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

③代表者の氏名

共同持株会社の設立時においては、以下の代表取締役2名が共同CEOに就任します。

共同CEO 兼 代表取締役会長 兵頭 誠

共同CEO 兼 代表取締役社長 佐藤 正敏

④事業の内容

本持株会社の事業の目的は次に掲げるものとします。

A. 損害保険会社、生命保険会社その他の保険業法の規定により子会社等とした会社の経営管理

B. その他前記A. の業務に附帯する業務

資本金の額、純資産の額については未定であります。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に含まれる将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものです。

(1) 経営成績の概況

当第2四半期連結会計期間における日本経済は、大幅な悪化が下げ止まり、持ち直しの動きがみられました。公共投資は堅調に推移し、輸出、生産に持ち直しの動きがみられました。一方、企業収益の落ち込みを反映して設備投資は減少を続けました。個人消費は、各種経済対策の効果もあって、耐久消費財に持ち直しが見られましたが、雇用・所得環境の悪化が続いているため、全体的に弱めの動きとなりました。

このような情勢の中、当第2四半期連結会計期間（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）の業績は次のとおりとなりました。

経常収益は、保険引受収益が支払備金戻入額の増加などにより前第2四半期連結会計期間に比べて355億円増加して4,714億円、資産運用収益が利息及び配当金収入の減少などにより前第2四半期連結会計期間に比べて35億円減少して246億円、その他経常収益が前第2四半期連結会計期間に比べて7億円増加して35億円となり、合計で前第2四半期連結会計期間に比べて327億円増加して4,996億円となりました。

一方、経常費用は、保険引受費用が正味支払保険金の増加などにより前第2四半期連結会計期間に比べて233億円増加して3,741億円、資産運用費用が有価証券評価損の減少などにより前第2四半期連結会計期間に比べて20億円減少して125億円、営業費及び一般管理費が前第2四半期連結会計期間に比べて17億円減少して730億円、その他経常費用が前第2四半期連結会計期間に比べて20億円増加して27億円となり、合計で前第2四半期連結会計期間に比べて216億円増加して4,625億円となりました。

この結果、経常収益から経常費用を差し引いた当第2四半期連結会計期間の経常利益は、前第2四半期連結会計期間と比べて110億円増加して370億円となりました。

経常利益に特別利益、特別損失、法人税等および少数株主損失を加減した結果、当第2四半期連結会計期間の四半期純利益は、前第2四半期連結会計期間と比べて177億円増加して331億円となりました。

当社グループの事業の種類別の状況は次のとおりであります。

①損害保険事業

正味収入保険料は、前年4月の料率改定の影響により自動車損害賠償責任保険が減収となったこと、物流の減少により海上保険が減収となったことなどにより前第2四半期連結会計期間に比べて144億円減少し3,204億円となりました。正味収入保険料に資産運用収益などを加えた経常収益は、前第2四半期連結会計期間に比べて423億円増加して4,720億円となりました。経常利益は、前第2四半期連結会計期間に比べて122億円増加して351億円となりました。

②生命保険事業

経常収益は、損保ジャパンひまわり生命保険株式会社において生命保険料が減少したことなどにより前第2四半期連結会計期間に比べて100億円減少して279億円となりました。経常利益は、前第2四半期連結会計期間に比べて12億円減少して19億円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）における営業活動によるキャッシュ・フローは、保険料の減収などにより前第2四半期連結会計期間に比べて485億円減少して19億円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が増加したことなどにより前第2四半期連結会計期間に比べて607億円減少して△822億円となりました。

また、財務活動によるキャッシュ・フローは、前第2四半期連結会計期間に比べて9億円減少して△10億円となりました。

これらの結果、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、3,333億円となりました。

資金（現金及び現金同等物）は、手許資金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能な一定範囲の短期投資※からなっており、日々の支払必要額の予期せぬ変動に備えて、十分確保しています。

さらに、巨大災害の発生に伴う巨額の保険金支払などの資金繰り悪化のリスクに備え、巨大災害時の保険金支払などの資金流出額を予想したうえで、十分な流動性資産を確保しています。

※ 一定範囲の短期投資：価値の変動について僅少なリスクしか負わない、取得日から満期日または償還日までの期間が3か月以内の定期預金等

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）において、当社グループの事業上および財務上の対処すべき課題に、重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社と日本興亜損害保険株式会社との経営統合に関するその後の経過については前記「3 経営上の重要な契約等」および後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表」の注記事項「重要な後発事象」をご参照ください。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(注) 各計数の表示および計算は次のとおりであります。
保険料等の金額は記載未満を切り捨てて表示しております。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

①提出会社

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

②国内子会社

当第2四半期連結会計期間において、持分法適用関連会社から連結子会社となったセゾン自動車火災保険株式会社の本店が、新たに当社グループの主要な設備となりました。当該設備の状況は、以下のとおりであります。

(平成21年9月30日現在)

会社名	店名 (所在地)	所属出先 機関 (店)	事業の種類別 セグメントの 名称	帳簿価額 (百万円)				従業員数 (人)
				土地 (面積㎡)	建物	動産	リース資産	
セゾン自動車 火災保険 株式会社	本店 (東京都豊島区)	27	損害保険事業	—	17	4	129	481 [10]

- (注) 1 上記はすべて営業用設備であります。
 2 所属出先機関数は、支社、営業所および海外駐在員事務所の合計であります。
 3 臨時従業員については、従業員数欄に[]で外書きしております。

③在外子会社

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末における重要な設備の新設、除却等の計画について、重要な変更および重要な設備計画の完了はありません。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000,000
計	2,000,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年11月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	987,733,424	987,733,424	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所 札幌証券取引所	単元株式数は1,000株でありま す。
計	987,733,424	987,733,424	—	—

(注) 「提出日現在発行数」には、平成21年11月1日からこの四半期報告書提出日までの間に新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行しております。

株主総会の特別決議(平成14年6月27日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	215(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	215,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり777円(平成14年8月1日発行) 1株当たり712円(平成14年11月1日発行) 1株当たり581円(平成15年5月1日発行) 1株当たり574円(平成15年6月1日発行)
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日から 平成24年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成14年8月1日発行)1株当たり777円 資本組入額1株当たり389円 発行価格(平成14年11月1日発行)1株当たり712円 資本組入額1株当たり356円 発行価格(平成15年5月1日発行)1株当たり581円 資本組入額1株当たり291円 発行価格(平成15年6月1日発行)1株当たり574円 資本組入額1株当たり287円
新株予約権の行使の条件	(注)3参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 行使条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき10個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

株主総会の特別決議(平成15年6月27日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	250(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり735円(平成15年8月1日発行) 1株当たり901円(平成16年2月2日発行)
新株予約権の行使期間	平成17年6月28日から 平成25年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成15年8月1日発行)1株当たり735円 資本組入額1株当たり368円 発行価格(平成16年2月2日発行)1株当たり901円 資本組入額1株当たり451円
新株予約権の行使の条件	(注)3参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 行使条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

株主総会の特別決議(平成16年6月29日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	572(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	572,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,167円(平成16年8月2日発行) 1株当たり1,082円(平成17年2月1日発行)
新株予約権の行使期間	平成18年6月30日から 平成26年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成16年8月2日発行)1株当たり1,167円 資本組入額1株当たり584円 発行価格(平成17年2月1日発行)1株当たり1,082円 資本組入額1株当たり541円
新株予約権の行使の条件	(注)3参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 行使条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

株主総会の特別決議(平成17年6月28日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	728(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	728,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,148円(平成17年8月1日発行) 1株当たり1,665円(平成18年2月1日発行)
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成17年8月1日発行)1株当たり1,148円 資本組入額1株当たり574円 発行価格(平成18年2月1日発行)1株当たり1,665円 資本組入額1株当たり833円
新株予約権の行使の条件	(注)3参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 行使条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

会社法第238条第1項、第2項、第240条第1項および第243条第2項の規定に基づき新株予約権を発行しております。

取締役会決議（平成18年7月21日）

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	324(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	324,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,598円(平成18年8月7日発行)
新株予約権の行使期間	平成20年6月29日から 平成28年6月28日まで (注)3参照
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成18年8月7日発行)1株当たり2,068円 資本組入額 1株当たり1,034円
新株予約権の行使の条件	(注)4参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5参照

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者の新株予約権の行使期間は、平成20年7月22日から平成28年6月28日までとなります。

4 行使条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。

(3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。

(4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。

(5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編成の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。
- (8) 新株予約権の取得条項
当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。
下記①～⑤の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
(注)4に準じて決定します。

取締役会決議（平成19年1月26日）

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	316(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	316,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,623円(平成19年2月15日発行)
新株予約権の行使期間	平成20年6月29日から 平成28年6月28日まで (注)3参照
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成19年2月15日発行)1株当たり2,138円 資本組入額 1株当たり1,069円
新株予約権の行使の条件	(注)4参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5参照

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

3 新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者の新株予約権の行使期間は、平成21年1月27日から平成28年6月28日までとなります。

4 行使条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、権利行使期間の末日までとします。）に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内（ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内）に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人（ただし、配偶者に限ります。）が権利を行使することができます。

(3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。

(4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。

(5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編成の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。
- (8) 新株予約権の取得条項
当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。
下記①～⑤の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
(注)4に準じて決定します。

取締役会決議（平成19年7月27日）

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	403(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	403,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,547円(平成19年8月13日発行)
新株予約権の行使期間	平成21年6月28日から 平成29年6月27日まで (注)3参照
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成19年8月13日発行)1株当たり1,926円 資本組入額 1株当たり963円
新株予約権の行使の条件	(注)4参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5参照

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者の新株予約権の行使期間は、平成21年7月28日から平成29年6月27日までとなります。

4 行使条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。

(3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。

(4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。

(5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編成の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。
- (8) 新株予約権の取得条項
当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。
下記①～⑤の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
(注)4に準じて決定します。

取締役会決議（平成20年1月25日）

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	382(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	382,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり990円(平成20年2月12日発行)
新株予約権の行使期間	平成21年6月28日から 平成29年6月27日まで (注)3参照
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成20年2月12日発行)1株当たり1,226円 資本組入額 1株当たり613円
新株予約権の行使の条件	(注)4参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5参照

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者の新株予約権の行使期間は、平成22年1月26日から平成29年6月27日までとなります。

4 行使条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。

(3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。

(4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。

(5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編成の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。
- (8) 新株予約権の取得条項
当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。
下記①～⑤の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
(注)4に準じて決定します。

取締役会決議（平成20年7月25日）

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	2,973(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	297,300(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円(平成20年8月11日発行)
新株予約権の行使期間	平成20年8月12日から 平成45年8月11日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成20年8月11日発行)1株当たり941円 資本組入額 1株当たり471円
新株予約権の行使の条件	(注)3参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4参照

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は100株であります。

2 当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

3 行使条件

(1) 新株予約権は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、後記(4)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。

(2) 新株予約権者は、平成20年8月11日以降に割当てを受けた新株予約権（株式報酬型ストックオプション）については、保有するすべての新株予約権の全個数を一括して行使するものとし、その一部のみを行使することができません。

(3) 新株予約権者は、新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をすることができません。

(4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（権利行使価額）

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権の権利行使期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。

下記①、②、③、④または⑤の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注)3に準じて決定します。

取締役会決議（平成21年7月24日）

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	7,471(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	747,100(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円(平成21年8月10日発行)
新株予約権の行使期間	平成21年8月11日から 平成46年8月10日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成21年8月10日発行)1株当たり624円 資本組入額 1株当たり312円
新株予約権の行使の条件	(注)3参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4参照

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は100株であります。

2 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

3 行使条件

(1) 新株予約権は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、後記(4)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。

(2) 新株予約権者は、平成20年8月11日以降に割当てを受けた新株予約権(株式報酬型ストックオプション)については、保有するすべての新株予約権の全個数を一括して行使するものとし、その一部のみを行使することができません。

(3) 新株予約権者は、新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をすることができません。

(4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（権利行使価額）
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。
下記①、②、③、④または⑤の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
(注)3に準じて決定します。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年9月30日	—	987,733	—	70,000	—	24,229

(5) 【大株主の状況】

(平成21年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	56,573	5.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	51,456	5.21
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	40,908	4.14
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	32,992	3.34
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3-3	32,324	3.27
損保ジャパン従業員持株会	東京都新宿区西新宿1丁目26-1 株式会社損害保険ジャパン本店内	22,301	2.26
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1	21,600	2.19
ザ チェース マンハッタン バンク 385036 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	360 N. CRESCENT DRIVE BEVERLY HILLS, CA 90210 U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	12,133	1.23
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	11,215	1.14
オーディー05オムニバスチャイナ リーティ808150 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	10,505	1.06
計	—	292,008	29.56

(注) 1 第一生命保険相互会社の所有株式数には、同社が退職給付信託の信託財産として拠出している株式17,971千株が含まれております。

(株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 第一生命保険口」です。)

- 2 当第2四半期会計期間において、株式会社みずほコーポレート銀行および共同保有者計4社から平成21年6月22日付けで提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成21年6月15日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」は、株式名簿の記載内容に基づいて記載しております。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	32,324	3.27
みずほ信託銀行株式会社	15,882	1.61
みずほインベスターズ証券株式会社	2,582	0.26
みずほ投信投資顧問株式会社	3,336	0.34

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,108,000 (相互保有株式) 普通株式 7,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 979,557,000	979,557	—
単元未満株式	普通株式 5,061,424	—	—
発行済株式総数	987,733,424	—	—
総株主の議決権	—	979,557	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式4,000株(議決権4個)が含まれております。

2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式89株および株式会社証券保管振替機構名義の株式306株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿 一丁目26番1号	3,108,000	—	3,108,000	0.31
(相互保有株式) 大昌産業株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀 二丁目6番33号	7,000	—	7,000	0.00
計	—	3,115,000	—	3,115,000	0.31

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	647	739	735	654	685	647
最低(円)	509	568	615	564	607	582

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

なお、当社では事業戦略の迅速かつ的確な遂行を図るため、執行役員制度を導入しております。

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの執行役員の異動は以下のとおりです。

(1) 新任執行役員

役名	委嘱先	氏名	就任年月日
執行役員	事務企画部長	末廣 利明	平成21年7月1日
執行役員	長野支店長	中島 隆太	平成21年7月1日

(2) 退任執行役員

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、執行役員の退任はありません。

(3) 執行役員の異動

新役名および新委嘱先		旧役名および旧委嘱先		氏名	異動年月日
執行役員	事務企画部長 兼事務システム統合推進室長	執行役員	事務企画部長	末廣 利明	平成21年11月1日

第5 【経理の状況】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。

1 中間連結財務諸表および中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」といいます。）ならびに同規則第48条および第69条の規定に基づき「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に準拠して作成しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）は、改正前の中間連結財務諸表規則および保険業法施行規則に基づき、当中間連結会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）は、改正後の中間連結財務諸表規則および保険業法施行規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」といいます。）ならびに同規則第38条および第57条に基づき「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に準拠して作成しております。

なお、前中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）は、改正前の中間財務諸表等規則および保険業法施行規則に基づき、当中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）は、改正後の中間財務諸表等規則および保険業法施行規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）および当中間連結会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）の中間連結財務諸表ならびに前中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）および当中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
現金及び預貯金	※3 156,458	※3 157,431	※3 151,781
コールローン	75,700	57,100	73,600
買現先勘定	90,379	150,957	81,978
買入金銭債権	49,028	36,575	40,160
金銭の信託	33,008	12,348	9,715
有価証券	※3, ※4 4,631,761	※3, ※4 4,394,190	※3, ※4 4,125,568
貸付金	※2, ※5 525,413	※2, ※5 498,278	※2, ※5 517,894
有形固定資産	※1 219,093	※1 216,772	※1 219,047
無形固定資産	25,825	26,959	26,456
その他資産	408,343	411,204	434,189
繰延税金資産	101,947	170,398	249,507
貸倒引当金	△16,317	△16,530	△16,520
資産の部合計	6,300,640	6,115,686	5,913,379
負債の部			
保険契約準備金	5,017,050	4,957,271	4,998,577
支払備金	748,313	755,414	818,052
責任準備金等	4,268,736	4,201,857	4,180,524
社債	—	128,000	—
その他負債	※3 208,626	※3 192,535	※3 199,019
退職給付引当金	98,664	77,658	99,342
役員退職慰労引当金	2,453	68	31
賞与引当金	16,910	17,234	14,679
特別法上の準備金	40,144	9,445	6,487
価格変動準備金	40,144	9,445	6,487
繰延税金負債	365	528	295
負債の部合計	5,384,214	5,382,744	5,318,432
純資産の部			
株主資本			
資本金	70,000	70,000	70,000
資本剰余金	24,244	24,232	24,229
利益剰余金	409,837	328,533	320,381
自己株式	△2,890	△2,743	△2,839
株主資本合計	501,191	420,022	411,771
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	417,638	328,631	207,503
為替換算調整勘定	△4,505	△19,198	△26,274
評価・換算差額等合計	413,133	309,432	181,228
新株予約権	1,001	1,302	984
少数株主持分	1,099	2,184	962
純資産の部合計	916,425	732,942	594,946
負債及び純資産の部合計	6,300,640	6,115,686	5,913,379

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
経常収益	917,808	918,791	1,767,980
保険引受収益	854,803	862,680	1,657,757
(うち正味収入保険料)	689,217	656,909	1,308,194
(うち収入積立保険料)	73,950	54,407	145,491
(うち積立保険料等運用益)	23,105	21,163	43,024
(うち生命保険料)	67,029	58,730	124,039
(うち支払備金戻入額)	—	70,926	—
(うち責任準備金等戻入額)	—	—	36,083
資産運用収益	58,126	50,730	101,968
(うち利息及び配当金収入)	66,915	57,255	123,548
(うち金銭の信託運用益)	—	0	—
(うち売買目的有価証券運用益)	309	115	—
(うち有価証券売却益)	12,793	5,517	19,630
(うち積立保険料等運用益振替)	△23,105	△21,163	△43,024
その他経常収益	4,878	5,380	8,254
経常費用	880,743	886,913	1,912,032
保険引受費用	711,954	716,291	1,476,233
(うち正味支払保険金)	397,195	449,013	841,304
(うち損害調査費)	※1 38,531	※1 39,023	※1 75,981
(うち諸手数料及び集金費)	※1 118,829	※1 117,824	※1 231,599
(うち満期返戻金)	85,723	74,877	202,767
(うち生命保険金等)	18,954	20,697	39,485
(うち支払備金繰入額)	2,666	—	82,732
(うち責任準備金等繰入額)	49,144	7,148	—
資産運用費用	18,807	19,013	139,430
(うち金銭の信託運用損)	2,746	1,263	12,746
(うち売買目的有価証券運用損)	—	—	225
(うち有価証券売却損)	691	3,432	2,444
(うち有価証券評価損)	8,289	4,864	80,064
営業費及び一般管理費	※1 149,306	※1 146,240	※1 293,790
その他経常費用	675	5,368	2,578
(うち支払利息)	78	2,519	113
経常利益又は経常損失(△)	37,064	31,877	△144,052
特別利益	425	15,207	34,231
特別法上の準備金戻入額	—	—	31,420
価格変動準備金戻入額	—	—	31,420
その他	※2 425	※2 15,207	※2 2,810
特別損失	2,717	3,246	848
特別法上の準備金繰入額	2,235	2,951	—
価格変動準備金繰入額	2,235	2,951	—
その他	※3 481	※3 295	※3 848
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	34,772	43,837	△110,669
法人税及び住民税等	28,928	2,279	7,082
過年度法人税等戻入額	—	△735	—
法人税等調整額	△16,890	13,039	△50,931
法人税等合計	12,038	14,583	△43,849
少数株主損失(△)	△0	△91	△110
中間純利益又は中間純損失(△)	22,735	29,345	△66,710

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前連結会計年度の 要約連結株主資本等 変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	70,000	70,000	70,000
当中間期末残高	70,000	70,000	70,000
資本剰余金			
前期末残高	24,241	24,229	24,241
当中間期変動額			
自己株式の処分	3	2	△11
当中間期変動額合計	3	2	△11
当中間期末残高	24,244	24,232	24,229
利益剰余金			
前期末残高	407,051	320,381	407,051
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	△257	—	△257
当中間期変動額			
剰余金の配当	△19,691	△19,690	△19,691
中間純利益又は中間純損失(△)	22,735	29,345	△66,710
自己株式の処分	—	—	△10
連結範囲の変動	—	△1,503	—
当中間期変動額合計	3,044	8,151	△86,412
当中間期末残高	409,837	328,533	320,381
自己株式			
前期末残高	△2,842	△2,839	△2,842
当中間期変動額			
自己株式の取得	△158	△58	△213
自己株式の処分	111	154	216
当中間期変動額合計	△47	96	3
当中間期末残高	△2,890	△2,743	△2,839
株主資本合計			
前期末残高	498,449	411,771	498,449
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	△257	—	△257
当中間期変動額			
剰余金の配当	△19,691	△19,690	△19,691
中間純利益又は中間純損失(△)	22,735	29,345	△66,710
自己株式の取得	△158	△58	△213
自己株式の処分	115	157	194
連結範囲の変動	—	△1,503	—
当中間期変動額合計	3,000	8,250	△86,420
当中間期末残高	501,191	420,022	411,771

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結株主資本等 変動計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	571,377	207,503	571,377
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△153,738	121,127	△363,873
当中間期変動額合計	△153,738	121,127	△363,873
当中間期末残高	417,638	328,631	207,503
為替換算調整勘定			
前期末残高	245	△26,274	245
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△4,750	7,075	△26,520
当中間期変動額合計	△4,750	7,075	△26,520
当中間期末残高	△4,505	△19,198	△26,274
評価・換算差額等合計			
前期末残高	571,622	181,228	571,622
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△158,489	128,203	△390,393
当中間期変動額合計	△158,489	128,203	△390,393
当中間期末残高	413,133	309,432	181,228
新株予約権			
前期末残高	557	984	557
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	443	318	426
当中間期変動額合計	443	318	426
当中間期末残高	1,001	1,302	984
少数株主持分			
前期末残高	546	962	546
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	553	1,222	416
当中間期変動額合計	553	1,222	416
当中間期末残高	1,099	2,184	962
純資産合計			
前期末残高	1,071,176	594,946	1,071,176
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	△257	—	△257
当中間期変動額			
剰余金の配当	△19,691	△19,690	△19,691
中間純利益又は中間純損失(△)	22,735	29,345	△66,710
自己株式の取得	△158	△58	△213
自己株式の処分	115	157	194
連結範囲の変動	—	△1,503	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△157,492	129,745	△389,551
当中間期変動額合計	△154,492	137,996	△475,971
当中間期末残高	916,425	732,942	594,946

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 (△)	34,772	43,837	△110,669
減価償却費	5,197	5,619	10,792
のれん償却額	936	1,565	1,872
支払備金の増減額 (△は減少)	2,646	△72,749	85,595
責任準備金等の増減額 (△は減少)	47,836	6,094	△37,714
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△254	2	△35
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	2,158	△22,399	3,076
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△49	8	△2,471
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,783	2,441	552
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	2,235	2,951	△31,420
利息及び配当金収入	△66,915	△57,255	△123,548
有価証券関係損益 (△は益)	△3,814	3,655	63,066
支払利息	78	2,519	113
為替差損益 (△は益)	△290	2,777	10,935
有形固定資産関係損益 (△は益)	187	102	219
貸付金関係損益 (△は益)	37	—	37
持分法による投資損益 (△は益)	△689	157	338
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増 減額 (△は増加)	19,521	23,421	2,880
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増 減額 (△は減少)	△35,150	△18,629	△16,129
その他	13,403	12,825	50,711
小計	24,632	△63,052	△91,797
利息及び配当金の受取額	67,584	57,781	126,285
利息の支払額	△81	△69	△110
法人税等の支払額	△42,655	21,920	△71,515
営業活動によるキャッシュ・フロー	49,479	16,578	△37,138
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額 (△は増加)	2,851	△19,531	3,648
買入金銭債権の取得による支出	△5,686	△1,129	△5,897
買入金銭債権の売却・償還による収入	3,245	2,780	8,977
金銭の信託の増加による支出	—	△164	—
金銭の信託の減少による収入	6,000	1,002	18,496
有価証券の取得による支出	△347,265	△368,290	△577,045
有価証券の売却・償還による収入	324,471	294,285	598,409
貸付けによる支出	△79,877	△71,300	△150,151
貸付金の回収による収入	68,010	87,019	142,233
その他	△2,531	△14,815	10,837
資産運用活動計	△30,783	△90,145	49,508
営業活動及び資産運用活動計	18,696	△73,566	12,370
有形固定資産の取得による支出	△3,721	△2,164	△9,601
有形固定資産の売却による収入	653	490	1,338
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	—	64	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△33,850	△91,755	41,246

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
社債の発行による収入	—	128,000	—
株式の発行による収入	568	—	700
自己株式の売却による収入	115	157	194
自己株式の取得による支出	△158	△58	△213
配当金の支払額	△19,911	△19,783	△19,724
少数株主への配当金の支払額	△4	—	△4
その他	△127	△2,585	△255
財務活動によるキャッシュ・フロー	△19,519	105,730	△19,303
現金及び現金同等物に係る換算差額	△745	2,864	△5,305
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△4,636	33,418	△20,501
現金及び現金同等物の期首残高	319,998	299,497	319,998
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	467	—
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 315,362	※1 333,383	※1 299,497

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 10社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損保ジャパンひまわり生命保険株式会社 ・損保ジャパンDC証券株式会社 ・損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社 ・損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社 ・Sompo Japan Insurance Company of America ・Sompo Japan Insurance Company of Europe Limited ・Sompo Japan Insurance (China) Co., Ltd. ・Sompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd. ・Sompo Japan Insurance Company (Asia) Pte Ltd ・Yasuda Seguros S. A. <p>なお、Sompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd. は、出資により新たに子会社となったため、当中間連結会計期間から連結子会社としております。</p> <p>Sompo Japan Insurance Company (Asia) Pte Ltdは、平成20年10月1日付でSompo Japan Insurance Company (Singapore) Pte. Ltd. に社名変更しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 12社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損保ジャパンひまわり生命保険株式会社 ・損保ジャパンDC証券株式会社 ・損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社 ・株式会社全国訪問健康指導協会 ・損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社 ・セゾン自動車火災保険株式会社 ・Sompo Japan Insurance Company of America ・Sompo Japan Insurance Company of Europe Limited ・Sompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd. ・Sompo Japan Insurance (Singapore) Pte. Ltd. ・Sompo Japan Insurance (China) Co., Ltd. ・Yasuda Seguros S. A. <p>なお、株式会社全国訪問健康指導協会は重要性が増したため、当中間連結会計期間から連結子会社としております。</p> <p>また、従来、持分法適用の関連会社であったセゾン自動車火災保険株式会社は、株式の追加取得により子会社となったため、当中間連結会計期間から連結子会社としております。</p>	<p>(1) 連結子会社 10社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損保ジャパンひまわり生命保険株式会社 ・損保ジャパンDC証券株式会社 ・損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社 ・損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社 ・Sompo Japan Insurance Company of America ・Sompo Japan Insurance Company of Europe Limited ・Sompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd. ・Sompo Japan Insurance (Singapore) Pte. Ltd. ・Sompo Japan Insurance (China) Co., Ltd. ・Yasuda Seguros S. A. <p>なお、Sompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd. は、出資により新たに子会社となったため、当連結会計年度から連結子会社としております。</p> <p>Sompo Japan Insurance Company (Asia) Pte Ltdは、当連結会計年度よりSompo Japan Insurance (Singapore) Pte. Ltd. に社名変更しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	<p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 ・ Sompo Japan Reinsurance Company Limited ・ Ark Re Limited 非連結子会社については、総資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等の観点からみて、いずれも企業集団の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社 5社 ・ 安田企業投資株式会社 ・ セゾン自動車火災保険株式会社 ・ 日立キャピタル損害保険株式会社 ・ Berjaya Sompo Insurance Berhad ・ Universal Sompo General Insurance Company Limited</p>	<p>なお、みなし取得日を第2四半期連結会計期間の期首としているため、同社の第2四半期会計期間の損益を連結の対象とし、第1四半期会計期間の損益については持分法により反映させております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 ・ Ark Re Limited ・ Sompo Japan Insurance (Hong Kong) Company Limited 非連結子会社については、総資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等の観点からみて、いずれも企業集団の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社 6社 ・ 安田企業投資株式会社 ・ 日立キャピタル損害保険株式会社 ・ Berjaya Sompo Insurance Berhad ・ Universal Sompo General Insurance Company Limited ・ Maritima Seguros S. A. ・ Maritima Saude Seguros S. A. なお、Maritima Seguros S. A. および Maritima Saude Seguros S. A. は出資により新たに関連会社となったため、当中間連結会計期間から持分法適用会社としております。</p>	<p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 ・ Ark Re Limited ・ Sompo Japan Insurance (Hong Kong) Company Limited 非連結子会社については、総資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等の観点からみて、いずれも企業集団の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社 5社 ・ 安田企業投資株式会社 ・ セゾン自動車火災保険株式会社 ・ 日立キャピタル損害保険株式会社 ・ Berjaya Sompo Insurance Berhad ・ Universal Sompo General Insurance Company Limited</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
3 連結子会社の中間 決算日（決算日） 等に関する事項	<p>(2) 持分法非適用の非連結子会社、関連会社 主要な会社名 ・Sompo Japan Reinsurance Company Limited ・Ark Re Limited</p> <p>持分法非適用の非連結子会社および関連会社については、それぞれ中間連結純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p> <p>在外連結子会社の中間決算日はいずれも6月30日ですが、中間決算日の差異が3か月を超えていないため、本中間連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の中間財務諸表を使用しております。</p> <p>なお、中間連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>(2) 持分法非適用の非連結子会社、関連会社 主要な会社名 ・Ark Re Limited ・Sompo Japan Insurance (Hong Kong) Company Limited</p> <p>持分法非適用の非連結子会社および関連会社については、それぞれ中間連結純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p> <p>同左</p>	<p>(2) 持分法非適用の非連結子会社、関連会社 主要な会社名 ・Ark Re Limited ・Sompo Japan Insurance (Hong Kong) Company Limited</p> <p>持分法非適用の非連結子会社および関連会社については、それぞれ連結純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p> <p>在外連結子会社の決算日はいずれも12月31日ですが、決算日の差異が3か月を超えていないため、本連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用しております。</p> <p>なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 有価証券の評価基準および評価方法 当社および国内連結子会社の保有する有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。</p> <p>① 売買目的有価証券については、時価法によっております。 なお、売却原価の算定は移動平均法によっております。</p> <p>② 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価法によっております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価基準および評価方法 同左</p> <p>① 同左</p> <p>② 同左</p>	<p>(1) 有価証券の評価基準および評価方法 同左</p> <p>① 同左</p> <p>② 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>③ 持分法を適用していない非連結子会社株式および関連会社株式については、移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>④ その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。</p> <p>⑤ その他有価証券のうち時価評価されていないものについては、移動平均法に基づく原価法または償却原価法によっております。</p> <p>⑥ 運用目的および満期保有目的のいずれにも該当しない有価証券の保有を目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、その他有価証券と同じ方法によっております。 在外連結子会社の保有する有価証券については、主に時価法によっております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法 当社および国内連結子会社のデリバティブ取引については、時価法によっております。</p>	<p>③ 同左</p> <p>④ 同左</p> <p>⑤ 同左</p> <p>⑥ 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、時価法によっております。</p> <p>⑦ 同左</p> <p>同左</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法 同左</p>	<p>③ 同左</p> <p>④ その他有価証券のうち時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。</p> <p>⑤ 同左</p> <p>⑥ 同左</p> <p>同左</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く） 当社および国内連結子会社の保有する有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。 在外連結子会社の保有する有形固定資産の減価償却は、いずれも定額法によっております。</p> <p>② ソフトウェア 無形固定資産に計上している国内連結子会社が保有する自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> <p>③ リース資産 当社および国内連結子会社の保有する所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。 なお、残存価額については、リース契約上に残価保証があるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	<p>(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く） 当社および国内連結子会社の保有する有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。 在外連結子会社の保有する有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、いずれも定額法によっております。</p> <p>② 無形固定資産 連結子会社が保有する自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間に基づく定額法によっております。</p>	<p>(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>② 無形固定資産 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 当社および国内保険連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。</p> <p>今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等に基づき貸倒実績率を算出し、それを基礎として求めた予想損失率を債権額に乗じることにより、今後の一定期間における損失見込額を算出し、当該損失見込額を引き当てております。</p>	<p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p>	<p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>また、全ての債権について、資産の自己査定基準に基づき各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署等が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>その他の連結子会社は、主に個別の債権について回収可能性を検討し、貸倒見積額を計上しております。</p>		

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>② 退職給付引当金 当社および国内連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生した各連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p>	<p>② 退職給付引当金 当社および国内連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生した各連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>なお、当社は、当中間連結会計期間において、当社保有株式を退職給付信託として25,276百万円拠出し、これに伴う退職給付信託設定益15,013百万円を特別利益のその他に計上しております。</p>	<p>② 退職給付引当金 当社および国内連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生した各連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>③ 役員退職慰労引当金 当社および国内連結子会社は、役員（執行役員を含む）の退職慰労金（年金を含む）の支出に備えるため、内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>④ 賞与引当金 当社および国内連結子会社は、従業員賞与に充てるため、中間連結会計期間末における支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>⑤ 価格変動準備金 当社および国内保険連結子会社は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。</p>	<p>③ 役員退職慰労引当金 国内連結子会社は、役員の退職慰労金（年金を含む）の支出に備えるため、内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>④ 賞与引当金 当社および連結子会社は、従業員賞与に充てるため、中間連結会計期間末における支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>⑤ 価格変動準備金 同左</p>	<p>③ 役員退職慰労引当金 国内連結子会社は、役員の退職慰労金（年金を含む）の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 (追加情報) 当社は、従来、役員（執行役員を含む）の退職慰労金（年金を含む）の支出に備えるため、内規に基づく要支給額を計上していましたが、平成20年6月25日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給が承認されたこと、および平成20年10月24日開催の取締役会において、最終的な支給金額および支給時期等を決議したことに伴い、役員退職慰労引当金を全額取崩し、打ち切り支給額の未払分については、その他負債に振替えて表示しております。</p> <p>④ 賞与引当金 当社および連結子会社は、従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>⑤ 価格変動準備金 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠し、外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>なお、在外連結子会社の資産および負債ならびに収益および費用は、当該連結子会社の中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めております。</p> <p>(6) 重要なリース取引の処理方法 当社および国内連結子会社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準 同左</p>	<p>(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠し、外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>なお、在外連結子会社の資産および負債ならびに収益および費用は、当該連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>当社および国内連結子会社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、リース取引開始日が平成20年4月1日以後の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る会計処理によっております。</p> <p>これによる経常利益および税金等調整前中間純利益への影響は軽微であります。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>		

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(7) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>当社は、保有する株式に係る将来の株価変動リスクをヘッジする目的で行う株式スワップ取引については時価ヘッジを適用しております。</p> <p>また、保有する債券等に係る将来の金利変動リスクをヘッジする目的で行う金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては金利スワップの特例処理を、外貨建の債券等に係る将来の為替相場の変動リスクをヘッジする目的で行う為替予約取引および通貨スワップ取引で振当処理の適用要件を満たすものについては振当処理を適用しております。</p> <p>なお、ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を定期的に比較し両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなもの、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものおよび振当処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p>	<p>(6) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>当社は、保有する株式に係る将来の株価変動リスクをヘッジする目的で行う株式スワップ取引については時価ヘッジを適用しております。</p> <p>また、保有する債券等に係る将来の金利変動リスクをヘッジする目的で行う金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては金利スワップの特例処理を、外貨建の債券等に係る将来の為替相場の変動リスクをヘッジする目的で行う為替予約取引および通貨スワップ取引については原則として時価ヘッジを、振当処理の適用要件を満たすものについては振当処理を適用しております。</p> <p>なお、ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を定期的に比較し両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなもの、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものおよび振当処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p>	<p>(6) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>当社は、保有する株式に係る将来の株価変動リスクをヘッジする目的で行う株式スワップ取引については時価ヘッジを適用しております。</p> <p>また、保有する債券等に係る将来の金利変動リスクをヘッジする目的で行う金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては金利スワップの特例処理を、外貨建の債券等に係る将来の為替相場の変動リスクをヘッジする目的で行う為替予約取引および通貨スワップ取引で振当処理の適用要件を満たすものについては振当処理を適用しております。</p> <p>なお、ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を定期的に比較し両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなもの、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものおよび振当処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(8) 消費税等の会計処理 当社および国内連結子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。 ただし、当社の損害調査費、諸手数料及び集金費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却しております。</p> <p>(9) 在外連結子会社の会計処理基準 当該在外連結子会社の所在地国における会計処理基準に連結決算上必要な修正を行っております。 (会計方針の変更) 当中間連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 これによる経常利益および税金等調整前中間純利益への影響は軽微であります。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	<p>(7) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(8) 在外連結子会社の会計処理基準 当該在外連結子会社の所在地国における会計処理基準に連結決算上必要な修正を行っております。</p>	<p>(7) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(8) 在外連結子会社の会計処理基準 当該在外連結子会社の所在地国における会計処理基準に連結決算上必要な修正を行っております。 (会計方針の変更) 当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、当該在外連結子会社の所在地国における会計処理基準に連結決算上必要な修正を行っております。 これによる経常損失および税金等調整前当期純損失への影響は軽微であります。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書 (連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から満期日または償還日までの期間が3か月以内の定期預金等の短期投資からなっております。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から満期日または償還日までの期間が3か月以内の定期預金等の短期投資からなっております。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は233,196百万円であります。</p> <p>※2 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は311百万円、延滞債権額は2,247百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は0百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は240,137百万円であります。</p> <p>※2 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は851百万円、延滞債権額は2,289百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまで（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は0百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は236,040百万円であります。</p> <p>※2 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は491百万円、延滞債権額は2,474百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまで（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は4百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は827百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は3,386百万円であります。</p> <p>※3 担保に供している資産は、有価証券54,547百万円および預貯金8,048百万円であります。これらは、その他負債に含まれる借入金541百万円の担保のほか、信用状発行の目的などにより差し入れているものであります。</p> <p>なお、当社の再保険契約上の債務を保証する目的で設立された特別目的会社を通じて、実質的に担保に供している資産は有価証券8,923百万円であります。</p> <p>※4 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが97,487百万円含まれております。</p> <p>※5 貸付コミットメント契約に係る融資未実行残高は25,910百万円であります。</p>	<p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は712百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は3,853百万円であります。</p> <p>※3 担保に供している資産は、有価証券67,805百万円および預貯金7,103百万円であります。これらは、その他負債に含まれる借入金456百万円の担保のほか、信用状発行の目的などにより差し入れているものであります。</p> <p>なお、当社の再保険契約上の債務を保証する目的で設立された特別目的会社を通じて、実質的に担保に供している資産は有価証券3,465百万円であります。</p> <p>※4 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが77,379百万円含まれております。</p> <p>※5 貸付コミットメント契約に係る融資未実行残高は20,972百万円であります。</p>	<p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は451百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は3,421百万円であります。</p> <p>※3 担保に供している資産は、有価証券76,681百万円および預貯金7,534百万円であります。これらは、その他負債に含まれる借入金512百万円の担保のほか、信用状発行の目的などにより差し入れているものであります。</p> <p>なお、当社の再保険契約上の債務を保証する目的で設立された特別目的会社を通じて、実質的に担保に供している資産は有価証券8,530百万円であります。</p> <p>※4 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが73,964百万円含まれております。</p> <p>※5 貸付コミットメント契約に係る融資未実行残高は24,308百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)						
<p>※1 事業費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>代理店 手数料等 給与</td> <td>118,550百万円 59,319百万円</td> </tr> </table> <p>なお、事業費は中間連結損益計算書における損害調査費、諸手数料及び集金費ならびに営業費及び一般管理費の合計であります。</p> <p>※2 特別利益のその他は、当社および連結子会社の固定資産処分益294百万円ならびに連結子会社に関する持分変動益131百万円であります。</p> <p>※3 特別損失のその他は、当社および連結子会社における固定資産処分損368百万円ならびに当社における不動産評価損113百万円であります。</p>	代理店 手数料等 給与	118,550百万円 59,319百万円	<p>※1 事業費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>代理店 手数料等 給与</td> <td>117,279百万円 58,516百万円</td> </tr> </table> <p>なお、事業費は中間連結損益計算書における損害調査費、諸手数料及び集金費ならびに営業費及び一般管理費の合計であります。</p> <p>※2 特別利益のその他は、当社の退職給付信託設定益15,013百万円ならびに当社および連結子会社における固定資産処分益193百万円であります。</p> <p>※3 特別損失のその他は、当社および連結子会社における固定資産処分損295百万円あります。</p>	代理店 手数料等 給与	117,279百万円 58,516百万円	<p>※1 事業費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>代理店 手数料等 給与</td> <td>232,552百万円 133,878百万円</td> </tr> </table> <p>なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、諸手数料及び集金費ならびに営業費及び一般管理費の合計であります。</p> <p>※2 特別利益のその他は、当社および連結子会社の固定資産処分益629百万円、当社が海外再保険取引に起因する損失に関して米国保険代理店フォートレス・リー社等より受け取った和解金2,050百万円および連結子会社に関する持分変動益131百万円あります。</p> <p>※3 特別損失のその他は、当社および連結子会社における固定資産処分損734百万円ならびに当社における不動産評価損113百万円あります。</p>	代理店 手数料等 給与	232,552百万円 133,878百万円
代理店 手数料等 給与	118,550百万円 59,319百万円							
代理店 手数料等 給与	117,279百万円 58,516百万円							
代理店 手数料等 給与	232,552百万円 133,878百万円							

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	987,733	—	—	987,733
合 計	987,733	—	—	987,733
自己株式				
普通株式	3,181	155	124	3,213
合 計	3,181	155	124	3,213

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加155千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
 2 普通株式の自己株式の株式数の減少124千株は、単元未満株式の買増しによる減少79千株および新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分45千株であります。

2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当中間連結会計期間末 残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	1,001
合 計		1,001

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	19,691百万円	20円	平成20年3月31日	平成20年6月26日

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるものはありません。

II 当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当中間連結会計期間 増加株式数（千株）	当中間連結会計期間 減少株式数（千株）	当中間連結会計期間末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	987,733	—	—	987,733
合 計	987,733	—	—	987,733
自己株式				
普通株式	3,188	93	173	3,108
合 計	3,188	93	173	3,108

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加93千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
 2 普通株式の自己株式の株式数の減少173千株は、単元未満株式の買増しによる減少17千株および新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分156千株であります。

2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当中間連結会計期間末 残高（百万円）
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	1,302
合 計		1,302

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	19,690百万円	20円	平成21年3月31日	平成21年6月26日

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるものはありません。

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	987,733	—	—	987,733
合 計	987,733	—	—	987,733
自己株式				
普通株式	3,181	248	241	3,188
合 計	3,181	248	241	3,188

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加248千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
 2 普通株式の自己株式の株式数の減少241千株は、単元未満株式の買増しによる減少178千株および新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分63千株であります。

2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末 残高（百万円）
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	984
合 計		984

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	19,691百万円	20円	平成20年3月31日	平成20年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	19,690百万円	利益剰余金	20円	平成21年3月31日	平成21年6月26日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																		
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在)</p> <table> <tr><td>現金及び預貯金</td><td>156,458百万円</td></tr> <tr><td>コールローン</td><td>75,700百万円</td></tr> <tr><td>買現先勘定</td><td>90,379百万円</td></tr> <tr><td>買入金銭債権</td><td>49,028百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>4,631,761百万円</td></tr> <tr><td>預入期間が3か月を超える定期預金</td><td>△17,652百万円</td></tr> <tr><td>現金同等物以外の買入金銭債権</td><td>△44,032百万円</td></tr> <tr><td>現金同等物以外の有価証券</td><td>△4,626,280百万円</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>315,362百万円</td></tr> </table>	現金及び預貯金	156,458百万円	コールローン	75,700百万円	買現先勘定	90,379百万円	買入金銭債権	49,028百万円	有価証券	4,631,761百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	△17,652百万円	現金同等物以外の買入金銭債権	△44,032百万円	現金同等物以外の有価証券	△4,626,280百万円	現金及び現金同等物	315,362百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在)</p> <table> <tr><td>現金及び預貯金</td><td>157,431百万円</td></tr> <tr><td>コールローン</td><td>57,100百万円</td></tr> <tr><td>買現先勘定</td><td>150,957百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>4,394,190百万円</td></tr> <tr><td>預入期間が3か月を超える定期預金</td><td>△34,771百万円</td></tr> <tr><td>現金同等物以外の有価証券</td><td>△4,391,524百万円</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>333,383百万円</td></tr> </table>	現金及び預貯金	157,431百万円	コールローン	57,100百万円	買現先勘定	150,957百万円	有価証券	4,394,190百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	△34,771百万円	現金同等物以外の有価証券	△4,391,524百万円	現金及び現金同等物	333,383百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在)</p> <table> <tr><td>現金及び預貯金</td><td>151,781百万円</td></tr> <tr><td>コールローン</td><td>73,600百万円</td></tr> <tr><td>買現先勘定</td><td>81,978百万円</td></tr> <tr><td>買入金銭債権</td><td>40,160百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>4,125,568百万円</td></tr> <tr><td>預入期間が3か月を超える定期預金</td><td>△14,610百万円</td></tr> <tr><td>現金同等物以外の買入金銭債権</td><td>△38,160百万円</td></tr> <tr><td>現金同等物以外の有価証券</td><td>△4,120,819百万円</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>299,497百万円</td></tr> </table>	現金及び預貯金	151,781百万円	コールローン	73,600百万円	買現先勘定	81,978百万円	買入金銭債権	40,160百万円	有価証券	4,125,568百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	△14,610百万円	現金同等物以外の買入金銭債権	△38,160百万円	現金同等物以外の有価証券	△4,120,819百万円	現金及び現金同等物	299,497百万円
現金及び預貯金	156,458百万円																																																			
コールローン	75,700百万円																																																			
買現先勘定	90,379百万円																																																			
買入金銭債権	49,028百万円																																																			
有価証券	4,631,761百万円																																																			
預入期間が3か月を超える定期預金	△17,652百万円																																																			
現金同等物以外の買入金銭債権	△44,032百万円																																																			
現金同等物以外の有価証券	△4,626,280百万円																																																			
現金及び現金同等物	315,362百万円																																																			
現金及び預貯金	157,431百万円																																																			
コールローン	57,100百万円																																																			
買現先勘定	150,957百万円																																																			
有価証券	4,394,190百万円																																																			
預入期間が3か月を超える定期預金	△34,771百万円																																																			
現金同等物以外の有価証券	△4,391,524百万円																																																			
現金及び現金同等物	333,383百万円																																																			
現金及び預貯金	151,781百万円																																																			
コールローン	73,600百万円																																																			
買現先勘定	81,978百万円																																																			
買入金銭債権	40,160百万円																																																			
有価証券	4,125,568百万円																																																			
預入期間が3か月を超える定期預金	△14,610百万円																																																			
現金同等物以外の買入金銭債権	△38,160百万円																																																			
現金同等物以外の有価証券	△4,120,819百万円																																																			
現金及び現金同等物	299,497百万円																																																			
<p>2 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。</p>	<p>2 同左</p>	<p>2 同左</p>																																																		

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)																														
<p>1 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および中間期末残高相当額</p>	<p>1 ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および中間期末残高相当額</p>	<p>1 ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>4,391</td> <td>2,227</td> <td>—</td> <td>2,164</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	有形固定資産	4,391	2,227	—	2,164	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>3,563</td> <td>2,247</td> <td>—</td> <td>1,316</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	有形固定資産	3,563	2,247	—	1,316	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>4,331</td> <td>2,272</td> <td>—</td> <td>2,058</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	有形固定資産	4,331	2,272	—	2,058
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																												
有形固定資産	4,391	2,227	—	2,164																												
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																												
有形固定資産	3,563	2,247	—	1,316																												
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																												
有形固定資産	4,331	2,272	—	2,058																												
<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高の有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 907百万円 1年超 1,256百万円 合計 2,164百万円 リース資産減損勘定の残高 ー百万円</p> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高の有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失 支払リース料 954百万円 リース資産減損勘定の取崩額 ー百万円 減価償却費相当額 954百万円 減損損失 ー百万円</p> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。</p>	<p>同左</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 734百万円 1年超 582百万円 合計 1,316百万円 リース資産減損勘定の残高 ー百万円</p> <p>同左</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失 支払リース料 811百万円 リース資産減損勘定の取崩額 ー百万円 減価償却費相当額 811百万円 減損損失 ー百万円</p> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>	<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高の有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内 902百万円 1年超 1,156百万円 合計 2,058百万円 リース資産減損勘定の残高 ー百万円</p> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高の有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失 支払リース料 1,058百万円 リース資産減損勘定の取崩額 ー百万円 減価償却費相当額 1,058百万円 減損損失 ー百万円</p> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>																														

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
2 オペレーティング・リース取引のうち解約不能なものに係る未経過リース料 (借主側) 1年内 553百万円 1年超 1,360百万円 合計 1,914百万円 (貸主側) 1年内 302百万円 1年超 285百万円 合計 588百万円	2 オペレーティング・リース取引のうち解約不能なものに係る未経過リース料 (借主側) 1年内 449百万円 1年超 1,121百万円 合計 1,571百万円 (貸主側) 1年内 973百万円 1年超 3,436百万円 合計 4,410百万円	2 オペレーティング・リース取引のうち解約不能なものに係る未経過リース料 (借主側) 1年内 474百万円 1年超 1,232百万円 合計 1,706百万円 (貸主側) 1年内 950百万円 1年超 3,796百万円 合計 4,746百万円

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

種類	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)			前連結会計年度末 (平成21年3月31日)		
	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	725,619	732,115	6,495	753,549	774,925	21,375	737,681	755,445	17,764
外国証券	98,410	96,575	△1,835	98,264	97,125	△1,139	96,266	92,599	△3,666
合計	824,030	828,690	4,660	851,814	872,050	20,235	833,948	848,045	14,097

2 その他有価証券で時価のあるもの

種類	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)			前連結会計年度末 (平成21年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	1,541,920	1,554,983	13,062	1,581,396	1,619,216	37,820	1,522,020	1,548,938	26,917
株式	591,524	1,206,171	614,647	513,535	1,018,399	504,863	532,137	871,127	338,990
外国証券	764,513	785,020	20,506	720,672	686,808	△33,863	695,264	654,768	△40,495
その他	112,409	114,907	2,498	74,684	77,709	3,025	79,708	79,991	282
合計	3,010,367	3,661,083	650,715	2,890,288	3,402,134	511,845	2,829,131	3,154,825	325,694

(注)

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1 中間連結貸借対照表において買入金銭債権として処理している貸付債権信託受益権等を「その他」に含めて記載しております。	1 同左	1 連結貸借対照表において買入金銭債権として処理している貸付債権信託受益権等を「その他」に含めて記載しております。
2 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて8,212百万円減損処理しております。 なお、当社および国内連結子会社は、中間決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。	2 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて4,674百万円減損処理しております。この中には、中間連結損益計算書においてその他運用費用として処理している貸付債権信託受益権に係る評価損29百万円を含めております。 なお、当社および国内連結子会社は、中間決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。	2 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて71,487百万円減損処理しております。 なお、当社および国内連結子会社は、期末日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容および中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
(1) 満期保有目的の債券 該当事項はありません。	(1) 満期保有目的の債券 同左	(1) 満期保有目的の債券 同左
(2) その他有価証券	(2) その他有価証券	(2) その他有価証券
公社債 1,001百万円	公社債 1,000百万円	公社債 0百万円
株式 56,631百万円	株式 55,318百万円	株式 46,888百万円
外国証券 46,242百万円	外国証券 46,699百万円	外国証券 60,270百万円
その他 8,795百万円	その他 4,365百万円	その他 5,849百万円

(注)

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
中間連結貸借対照表において買入金銭債権として処理している商業ペーパーを「(2) その他有価証券」の「その他」に含めて記載しております。	中間連結貸借対照表において現金及び預貯金として処理している譲渡性預金を「(2) その他有価証券」の「その他」に含めて記載しております。	連結貸借対照表において買入金銭債権として処理している商業ペーパーを「(2) その他有価証券」の「その他」に含めて記載しております。

(金銭の信託関係)

1 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

種類	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)			前連結会計年度末 (平成21年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
金銭の信託	36,525	33,008	△3,517	11,028	11,050	22	11,708	9,715	△1,992

(注)

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
当中間連結会計期間において、運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券で時価のあるものについて、1,718百万円減損処理しております。 なお、当社および国内連結子会社は、中間決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。	当中間連結会計期間において、運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券で時価のあるものについて減損処理の対象となるものではありません。 なお、当社および国内連結子会社は、中間決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。	当連結会計年度において、運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券で時価のあるものについて202百万円減損処理しております。 なお、当社および国内連結子会社は、期末日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。

(デリバティブ取引関係)

対象物の種類	取引の種類	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)			前連結会計年度末 (平成21年3月31日)		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引									
	売建	126,853	122,139	4,713	174,735	169,589	5,146	144,452	154,584	△10,131
	買建	48,324	46,027	△2,297	59,488	57,779	△1,709	46,949	48,395	1,445
株式	株価指数先物取引									
	売建	—	—	—	15,432	15,165	267	—	—	—
債券	債券先物取引									
	買建	40,760	40,576	△184	—	—	—	—	—	—
その他	クレジットデリバティブ取引									
	買建	6,035 (373)	593	219	5,000 (235)	567	332	5,000 (235)	785	550
	天候デリバティブ取引									
	売建	239 (10)	5	4	653 (38)	23	15	308 (14)	17	△3
	買建	— (—)	—	—	223 (0)	—	△0	30 (—)	—	—
	地震デリバティブ取引									
	売建	4,940 (140)	21	118	5,040 (147)	22	125	4,150 (129)	0	129
	買建	3,501 (355)	236	△118	3,591 (380)	191	△188	3,726 (388)	238	△149
	その他の先渡取引									
	買建	950	960	10	519	538	18	742	765	22
合計		—	—	2,465	—	—	4,006	—	—	△8,137

- (注) 1 ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引については、開示の対象から除いております。
2 下段()書きの金額は、中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上したオプション料であります。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額および科目名

営業費及び一般管理費、損害調査費 443百万円

2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成20年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当社の取締役 14名 当社の執行役員 30名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 471,600株
付与日	平成20年8月11日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	該当事項はありません。
権利行使期間	平成20年8月12日から 平成45年8月11日まで ただし、付与対象者が当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、行使することができます。
権利行使価格 (円)	1
付与日における公正な評価単価 (円)	940

II 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1 スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額および科目名

営業費及び一般管理費、損害調査費 465百万円

2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成21年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当社の取締役 13名 当社の執行役員 29名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 747,100株
付与日	平成21年8月10日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	該当事項はありません。
権利行使期間	平成21年8月11日から 平成46年8月10日まで ただし、付与対象者が当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、行使することができます。
権利行使価格 (円)	1
付与日における公正な評価単価 (円)	623

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額および科目名

営業費及び一般管理費、損害調査費 443百万円

2 当連結会計年度に存在したストック・オプションの内容

	付与対象者の区分 および人数	株式の種類別の ストック・オプ ションの付与数	付与日	権利行使期間
平成12年 ストック・オプション	当社の取締役 29名	普通株式 450,000株	平成12年12月15日	平成14年6月30日から 平成22年6月29日まで ※1
平成13年 ストック・オプション	当社の取締役 12名 当社の執行役員 16名	普通株式 450,000株	平成13年8月1日	平成15年6月29日から 平成23年6月28日まで ※2
平成14年 ストック・オプション	当社の取締役 15名 当社の執行役員 32名	普通株式 800,000株	平成14年8月1日 平成14年11月1日 平成15年1月1日 平成15年5月1日 平成15年6月1日	平成16年6月28日から 平成24年6月27日まで ※3
平成15年 ストック・オプション	当社の取締役 9名 当社の執行役員 28名	普通株式 600,000株	平成15年8月1日 平成16年2月2日	平成17年6月28日から 平成25年6月27日まで ※3
平成16年 ストック・オプション	当社の取締役 8名 当社の執行役員 31名	普通株式 625,000株	平成16年8月2日 平成17年2月1日	平成18年6月30日から 平成26年6月29日まで ※3
平成17年 ストック・オプション	当社の取締役 11名 当社の執行役員 36名	普通株式 733,000株	平成17年8月1日 平成18年2月1日	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで ※3
平成18年 ストック・オプション	当社の取締役 10名 当社の執行役員 32名	普通株式 640,000株	平成18年8月7日 平成19年2月15日	平成20年6月29日から 平成28年6月28日まで ※3
平成19年 ストック・オプション	当社の取締役 15名 当社の執行役員 26名	普通株式 785,000株	平成19年8月13日 平成20年2月12日	平成21年6月28日から 平成29年6月27日まで ※3
平成20年 ストック・オプション	当社の取締役 14名 当社の執行役員 30名	普通株式 471,600株	平成20年8月11日	平成20年8月12日から 平成45年8月11日まで ※4

	権利行使価格	付与日における 公正な評価単価
平成12年 ストック・オプション	605円	—
平成13年 ストック・オプション	797円	—
平成14年 ストック・オプション	777円 712円 705円 581円 574円	—
平成15年 ストック・オプション	735円 901円	—
平成16年 ストック・オプション	1,167円 1,082円	—
平成17年 ストック・オプション	1,148円 1,665円	—
平成18年 ストック・オプション	1,598円 1,623円	470円 515円
平成19年 ストック・オプション	1,547円 990円	379円 236円
平成20年 ストック・オプション	1円	940円

- (注) 1 スtock・オプションの付与数は、株式数に換算して記載しております。
- 2 権利確定条件：全て付与日に権利を確定しております。
- 3 対象勤務期間：該当事項はありません。
- 4 ※1 取締役の地位を失った場合は、権利行使期間終了日と退任後3年後の該当日のいずれか早い日を権利行使終了日としております。
- ※2 取締役または執行役員の地位を失った場合は、権利行使期間終了日と退任後3年後の該当日のいずれか早い日を権利行使終了日としております。
- ※3 取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、権利行使期間終了日と退任後5年後の該当日のいずれか早い日を権利行使終了日としております。
- ※4 付与対象者が当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、行使することができます。
- 5 平成18年Stock・オプションについては、執行役員のうち、平成18年8月7日に5,000株を付与された者の権利行使期間の開始日は平成20年7月22日とし、平成19年2月15日に5,000株を付与された者の権利行使期間の開始日は平成21年1月27日としております。
- 6 平成19年Stock・オプションについては、執行役員のうち、平成19年8月13日に5,000株を付与された者の権利行使期間の開始日は平成21年7月28日とし、平成20年2月12日に5,000株を付与された者の権利行使期間の開始日は平成22年1月26日としております。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1 共通支配下の取引等

(1) 結合当事企業の名称およびその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称ならびに取引の目的を含む取引の概要

① 結合当事企業の名称およびその事業の内容

株式会社ヘルスケア・フロンティア・ジャパン	損害保険関連事業
株式会社全国訪問健康指導協会	損害保険関連事業

② 企業結合の法的形式

株式会社ヘルスケア・フロンティア・ジャパンを存続会社、株式会社全国訪問健康指導協会を消滅会社とする吸収合併

③ 結合後企業の名称

株式会社全国訪問健康指導協会

④ 取引の目的を含む取引の概要

特定保健指導事業マーケットにおける基盤確立のため、株式会社ヘルスケア・フロンティア・ジャパンは、平成21年4月1日を合併期日として、株式会社全国訪問健康指導協会を吸収合併いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日公表分) および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成19年11月15日公表分) に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 共通支配下の取引等

(1) 結合当事企業の名称およびその事業の内容、企業結合の法的形式ならびに取引の目的を含む取引の概要

① 結合当事企業の名称およびその事業の内容

株式会社損害保険ジャパン

損害保険事業

Sompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd.

金融関連事業

② 企業結合の法的形式

当社が子会社株式および関連会社株式をSompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd. へ現物出資

③ 取引の目的を含む取引の概要

当社は、東南アジアの子会社・関連会社をSompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd. の傘下に収めることで、域内全体を視野に入れた戦略的な企画支援・経営管理を強化し、一層の事業拡大・内部統制強化を目指すため、当連結会計年度において、当社が保有するSompo Japan Insurance (Singapore) Pte. Ltd. および Sompo Japan Service (Thailand) Co., Ltd. の株式を、Sompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd. に現物出資いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日公表分）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成17年12月27日公表分）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成19年11月15日公表分）に基づき、共通支配下の取引として、適正な帳簿価額で処理しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益および経常損益					
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	841,866	75,942	917,808	—	917,808
(2) セグメント間の 内部経常収益	1,355	8	1,363	(1,363)	—
計	843,221	75,950	919,172	(1,363)	917,808
経常費用	810,644	71,462	882,107	(1,363)	880,743
経常利益	32,577	4,487	37,064	—	37,064

(注) 1 事業区分は、当社および連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。

2 各事業区分の主要な事業内容

(1) 損害保険事業……損害保険引受業務および資産運用業務

(2) 生命保険事業……生命保険引受業務および資産運用業務

3 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当社および国内連結子会社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、リース取引開始日が平成20年4月1日以後の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これによる損害保険事業および生命保険事業の経常利益に与える影響は軽微であります。

4 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当中間連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

これによる損害保険事業および生命保険事業の経常利益に与える影響は軽微であります。

当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益および経常損益					
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	850,844	67,946	918,791	—	918,791
(2) セグメント間の 内部経常収益	825	9	835	(835)	—
計	851,670	67,956	919,626	(835)	918,791
経常費用	819,430	68,318	887,749	(835)	886,913
経常利益又は経常損失（△）	32,239	△362	31,877	—	31,877

(注) 1 事業区分は、当社および連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。

2 各事業区分の主要な事業内容

- (1) 損害保険事業……損害保険引受業務および資産運用業務
- (2) 生命保険事業……生命保険引受業務および資産運用業務

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益および経常損益					
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,659,745	108,234	1,767,980	—	1,767,980
(2) セグメント間の 内部経常収益	3,061	15	3,076	(3,076)	—
計	1,662,807	108,249	1,771,056	(3,076)	1,767,980
経常費用	1,813,306	101,802	1,915,109	(3,076)	1,912,032
経常利益又は経常損失（△）	△150,499	6,446	△144,052	—	△144,052

(注) 1 事業区分は、当社および連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。

2 各事業区分の主要な事業内容

- (1) 損害保険事業……損害保険引受業務および資産運用業務
- (2) 生命保険事業……生命保険引受業務および資産運用業務

3 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、当該在外連結子会社の所在地国における会計処理基準に連結決算上必要な修正を行っております。

これによる、損害保険事業および生命保険事業の経常利益又は経常損失に与える影響は軽微であります。

- 4 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当社および国内連結子会社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正）および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正）を適用し、リース取引開始日が平成20年4月1日以後の所有権移転外ファイナンス・リース取引から、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これによる、損害保険事業および生命保険事業の経常利益又は経常損失に与える影響は軽微であります。なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める「本邦」の割合および全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

海外売上高（経常収益）が、連結売上高（経常収益）の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

海外売上高（経常収益）が、連結売上高（経常収益）の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

海外売上高（経常収益）が、連結売上高（経常収益）の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	928.70円	1株当たり純資産額	740.84円	1株当たり純資産額	602.30円
1株当たり 中間純利益金額	23.09円	1株当たり 中間純利益金額	29.80円	1株当たり 当期純損失金額(△)	△67.75円
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額	23.08円	潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額	29.78円	潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	—

(注) 1 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載していません。

2 1株当たり中間純利益金額または当期純損失金額および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり中間純利益金額 または当期純損失金額(△)			
中間純利益または当期純損失 (△) (百万円)	22,735	29,345	△66,710
普通株主に帰属しない 金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間純利益 または当期純損失(△) (百万円)	22,735	29,345	△66,710
普通株式の 期中平均株式数(千株)	984,545	984,630	984,540
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	—	—	—
普通株式増加数(千株)	320	538	—
(うち新株予約権(千株))	(320)	(538)	(—)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 7銘柄 潜在株式の数 2,343,000株 新株予約権の概要については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権 14銘柄 潜在株式の数 3,130,000株 新株予約権の概要については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権 9銘柄 潜在株式の数 2,915,000株 新株予約権の概要については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日現在)
純資産の部の合計額 (百万円)	916,425	732,942	594,946
純資産の部の合計額から 控除する金額(百万円)	2,100	3,487	1,946
(うち新株予約権(百万円))	(1,001)	(1,302)	(984)
(うち少数株主持分 (百万円))	(1,099)	(2,184)	(962)
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額(百万円)	914,325	729,454	593,000
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末(期末) の普通株式の数(千株)	984,520	984,625	984,544

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>—————</p>	<p>(日本興亜損害保険株式会社との経営統合に係る最終契約書の締結) 当社と日本興亜損害保険株式会社(以下「日本興亜損保」)は、平成21年3月13日に、共同株式移転により共同持株会社を設立して経営統合することに向けて合意した「経営統合に向けての基本合意書」を、また平成21年7月29日に、株式移転比率および経営統合に関する追加合意事項を定めた「経営統合に向けての契約書」を締結しておりますが、今般、平成21年10月30日開催の両社の取締役会において「株式移転計画書」および「経営統合に関する契約書」を決議し、最終契約書を締結いたしました。</p> <p>これにより定められた主要な事項の概要は、以下のとおりであります。</p> <p>1 株式移転の日程</p> <p>(1) 株式移転計画承認臨時株主総会(以下「臨時株主総会」) 基準日公告日 平成21年10月16日</p> <p>(2) 株式移転計画書作成、最終契約書締結 平成21年10月30日</p> <p>(3) 臨時株主総会基準日 平成21年10月31日</p> <p>(4) 臨時株主総会 平成21年12月22日(予定)</p> <p>(5) 上場廃止日 平成22年3月29日(予定)</p> <p>(6) 株式移転の効力発生日 平成22年4月1日(予定)</p> <p>(7) 共同持株会社設立登記日 平成22年4月1日(予定)</p> <p>(8) 共同持株会社株式上場日 平成22年4月1日(予定)</p> <p>なお、上場廃止日は、各証券取引所より公表されている「株券等の5日目決済及び期間売買停止の廃止について」に基づいて記載しております。株券等の5日目決済の廃止が予定どおり行われない場合は、上場廃止日は平成22年3月26日(予定)となります。</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>また、共同持株会社の株式の新規上場申請は、東京証券取引所および大阪証券取引所に対して行う予定であり、共同持株会社の完全子会社となる当社は東京、大阪、名古屋、札幌および福岡の各証券取引所において、同じく日本興亜損保は東京、大阪および名古屋の各証券取引所において、それぞれ上場廃止となる予定です。</p> <p>本件株式移転の手続きを進める中で、やむを得ない状況が生じた場合には、両社協議のうえ、日程を変更する場合があります。</p> <p>2 当該株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の資本金の額、純資産の額および総資産の額</p> <p>(1) 資本金の額 1,000億円 (2) 純資産の額 未定 (3) 総資産の額 未定</p>	<p>(社債の発行)</p> <p>当社は、平成21年5月20日開催の取締役会決議に基づき、平成21年5月27日に株式会社損害保険ジャパン第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定）（以下「本社債」といいます。）を発行いたしました。</p> <p>1 社債総額 128,000百万円</p> <p>2 払込金額 各本社債の金額100円につき金100円</p> <p>3 払込期日および発行日 平成21年5月27日</p> <p>4 利率 (1) 平成26年5月27日以前 固定利率</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>(2) 平成26年5月28日以降 変動利率（平成31年5月27日以前は、6か月円ライボ－（LIBOR）に対して、条件決定時におけるスプレッド（以下「当初スプレッド」といいます。）および0.20%のステップアップ金利を合計した利率、平成31年5月28日以降は、6か月円ライボ－（LIBOR）に対して、当初スプレッドおよび1.00%のステップアップ金利を合計した利率とします。）</p> <p>5 償還期限 平成81年5月27日（発行日から60年経過後） ただし、当社はその選択により、平成26年5月27日以降の各利払日において、監督当局の事前承認を前提として、本社債の元本の全部または一部を繰上償還することができます。また、本社債につき当社にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされ当社が合理的な努力によってもこれを回避できない場合、格付機関より本社債について発行時点の資本性よりも低いものとして取り扱う旨の決定が公表もしくは通知された場合、または当社が、監督当局と協議の結果、本社債がソルベンシー・マージン規制上の負債性資本調達手段等として算入されなくなるおそれが軽微でないと判断した場合は、監督当局の事前承認を前提として、当社はその選択により、本社債の元本の全部（一部は不可）を繰上償還することができます。</p> <p>6 担保・保証 該当事項はありません。</p> <p>7 資金使途 実質的な自己資本の増強により、財務基盤の強化を図るため。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>8 その他重要な特約等</p> <p>(1) 借換制限 当社は、償還または買入日以前6か月間に、当社普通株式または本社債と同等以上の資本性を有するものと格付機関から承認を得た証券もしくは債務により資金を調達していない限り、本社債につき償還（ただし、満期償還を除きます。）または買入れを実施しないことを意図しております。</p> <p>(2) 利息の支払制限</p> <p>① 利払いの任意停止 当社は、その裁量により、本社債の利息の支払の全部または一部を繰り延べることができます（以下当該繰延べを「任意停止」、任意停止により繰り延べられた利息の未払金額を「任意停止金額」、任意停止がなければ当該利息が支払われるはずであった利払日を「任意停止利払日」といいます。）。また、繰り延べた利息は累積します。</p> <p>② 任意停止金額の支払についての努力 当社は、各任意停止利払日の5年後の利払日において、当該任意停止利払日における任意停止金額およびこれに対する利息を弁済するべく、本社債の要項に定める営利事業として実行可能な限りの合理的な努力を行うことを意図しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>③ 任意停止金額の強制支払 上記にかかわらず、当社が本社債に実質的に劣後する当社株式（当社普通株式を含みます。）に対して剰余金の配当を行う場合もしくはこれらの当社株式を取得する場合（ただし、法令に基づき買い取る義務がある場合を除きます。）または剰余金の配当に関して最上位の当社優先株式もしくは本社債と実質的に同順位の証券もしくは債務に関して剰余金の配当もしくは利息の支払がなされたときは、当社は、所定の期日に、任意停止金額およびこれに対する利息を弁済するべく、本社債の要項に定める営利事業として実行可能な限りの合理的な努力を行うこととします。</p> <p>④ 任意停止金額の支払原資の制限 任意停止金額およびこれに対する利息を支払う場合は、当該支払を行う日までの6か月間に、当社普通株式または格付機関から本社債と同等以上の資本性を有するとの承認を得た証券または債務により調達した純手取金（ただし、本社債の要項に定められた限度とします。）により支払うものとし、これ以外の資金からは支払われないものとします。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>(3) 劣後条項 本社債の社債権者は、当社の清算手続、破産手続、会社更生手続もしくは民事再生手続または日本法によらないこれらに準ずる手続において、上位債務に劣後し、剰余金の配当を受ける権利に関して最上位の当社優先株式（当社が今後発行した場合）と実質的に同順位となる範囲においてのみ権利を有します。</p> <p>9 発行方法 日本国内における適格機関投資家限定私募</p> <p>(株式の取得) 当社は、連結子会社である Yasuda Seguros S.A. を通じて、Maritima Seguros S.A. の普通株式50%を取得することを、同社および同社の主要株主と合意のうえ、平成21年5月20日開催の取締役会において決議いたしました。対象会社の概要、株式の取得目的等は以下のとおりであります。</p> <p>1 対象会社の概要 社名：Maritima Seguros S.A. 本社：ブラジル サンパウロ州 サンパウロ市 事業の内容：損害保険事業 正味収入保険料（連結） （平成20年12月期）： 1,031百万リアル (44,076百万円) 総資産（連結） （平成20年12月31日）： 1,038百万リアル (44,368百万円)</p> <p>2 株式取得の目的 今後も継続的な成長が見込まれるブラジルの保険市場において、強固な販売チャネルを有するMaritima Seguros S.A. の株式を取得することで、同国における事業の拡大を目的とするものであります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>3 株式の取得時期 Yasuda Seguros S.A. は、Maritima Seguros S.A. の普通株式の50%と議決権のない優先株式の一部を平成21年7月までに取得する見込みであります。また、これに先立ち当社は、Maritima Seguros S.A. の株式取得のためにYasuda Seguros S.A. が実施する第三者割当増資を349百万リアル(14,911百万円)引き受ける予定であります。</p> <p>4 株式の取得価額 Yasuda Seguros S.A. は、335百万リアル(14,341百万円)を上限に取得を行う予定であります。</p> <p>(注) () 内に記載した円貨額は、平成21年3月末現在の為替相場(1リアル:42.72円)による換算額であります。</p>

2 【その他】

(1) 第2四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書については、中間監査または四半期レビューを受けておりません。

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
経常収益	466,896	499,630
保険引受収益	435,954	471,487
(うち正味収入保険料)	334,876	320,443
(うち収入積立保険料)	46,192	29,417
(うち積立保険料等運用益)	11,490	10,415
(うち生命保険料)	35,129	32,236
(うち支払備金戻入額)	8,232	64,418
(うち責任準備金等戻入額)	—	14,244
資産運用収益	28,176	24,613
(うち利息及び配当金収入)	29,190	24,376
(うち金銭の信託運用益)	—	0
(うち売買目的有価証券運用益)	174	376
(うち有価証券売却益)	6,839	2,189
(うち積立保険料等運用益振替)	△11,490	△10,415
その他経常収益	2,766	3,529
経常費用	440,852	462,536
保険引受費用	350,848	374,182
(うち正味支払保険金)	200,753	241,494
(うち損害調査費)	19,358	19,783
(うち諸手数料及び集金費)	57,320	56,649
(うち満期返戻金)	46,841	41,645
(うち生命保険金等)	9,780	10,248
(うち責任準備金等繰入額)	14,673	—
資産運用費用	14,557	12,526
(うち金銭の信託運用損)	2,121	1,373
(うち有価証券売却損)	353	1,462
(うち有価証券評価損)	6,603	4,008
営業費及び一般管理費	74,793	73,089
その他経常費用	652	2,737
(うち支払利息)	61	1,822
経常利益	26,044	37,093
特別利益	414	15,108
特別損失	2,188	2,398
特別法上の準備金繰入額	1,939	2,192
価格変動準備金繰入額	1,939	2,192
その他	249	206
税金等調整前四半期純利益	24,270	49,803
法人税等	8,831	16,649
少数株主損失(△)	△4	△16
四半期純利益	15,443	33,170

(セグメント情報)

[事業の種類別セグメント情報]

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	428,848	38,048	466,896	—	466,896
(2) セグメント間の 内部経常収益	857	5	863	(863)	—
計	429,706	38,053	467,760	(863)	466,896
経常利益	22,830	3,213	26,044	(—)	26,044

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	471,648	27,982	499,630	—	499,630
(2) セグメント間の 内部経常収益	420	6	427	(427)	—
計	472,069	27,988	500,057	(427)	499,630
経常利益	35,119	1,973	37,093	(—)	37,093

[所在地別セグメント情報]

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

[海外売上高]

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

海外売上高(経常収益)が、連結売上高(経常収益)の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

海外売上高(経常収益)が、連結売上高(経常収益)の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	15.68円	1株当たり四半期純利益金額	33.68円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	15.67円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	33.66円

(注) 1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	15,443	33,170
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	15,443	33,170
普通株式の期中平均株式数 (千株)	984,539	984,650
(2) 潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	398	723

(2) その他

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
現金及び預貯金	※2 111,310	※2 108,664	※2 95,589
コールローン	75,700	57,100	73,600
買現先勘定	90,379	150,957	81,978
買入金銭債権	49,028	36,575	40,160
金銭の信託	32,976	11,019	9,684
有価証券	※2, ※6 3,692,356	※2, ※6 3,443,717	※2, ※6 3,225,496
貸付金	※3, ※7 510,683	※3, ※7 482,305	※3, ※7 502,025
有形固定資産	※1 215,801	※1 213,996	※1 216,864
無形固定資産	758	758	758
その他資産	368,736	370,327	396,647
繰延税金資産	89,278	157,157	237,293
貸倒引当金	△16,163	△16,364	△16,374
投資損失引当金	△6,734	△7,564	△7,287
資産の部合計	5,214,112	5,008,651	4,856,435
負債の部			
保険契約準備金	3,953,691	3,858,333	3,941,412
支払備金	※4 676,248	※4 686,240	※4 758,538
責任準備金	※5 3,277,443	※5 3,172,093	※5 3,182,874
社債	—	128,000	—
その他負債	185,962	173,724	181,214
未払法人税等	27,305	3,213	4,320
リース債務	325	2,263	1,937
その他の負債	※2 158,331	※2 168,247	※2 174,956
退職給付引当金	97,790	76,210	98,711
役員退職慰労引当金	2,433	—	—
賞与引当金	15,873	15,702	13,595
特別法上の準備金	39,206	8,648	5,779
価格変動準備金	39,206	8,648	5,779
負債の部合計	4,294,956	4,260,618	4,240,713
純資産の部			
株主資本			
資本金	70,000	70,000	70,000
資本剰余金			
資本準備金	24,229	24,229	24,229
その他資本剰余金	15	2	—
資本剰余金合計	24,244	24,232	24,229
利益剰余金			
利益準備金	36,088	40,026	36,088
その他利益剰余金	373,402	289,328	282,242
圧縮記帳積立金	869	1,100	1,123
固定資産圧縮特別勘定積立金	276	—	—
別途積立金	331,300	233,300	331,300
繰越利益剰余金	40,957	54,928	△50,181
利益剰余金合計	409,491	329,355	318,330
自己株式	△2,890	△2,743	△2,839
株主資本合計	500,845	420,844	409,720
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	417,309	325,885	205,017
評価・換算差額等合計	417,309	325,885	205,017
新株予約権	1,001	1,302	984
純資産の部合計	919,156	748,032	615,721
負債及び純資産の部合計	5,214,112	5,008,651	4,856,435

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
経常収益	822,350	841,828	1,637,825
保険引受収益	773,418	800,641	1,550,908
(うち正味収入保険料)	※1 674,871	※1 641,665	※1 1,290,464
(うち収入積立保険料)	73,950	54,227	145,491
(うち積立保険料等運用益)	23,105	21,141	43,024
(うち支払備金戻入額)	—	※4 72,297	—
(うち責任準備金戻入額)	—	※5 10,780	※5 71,065
資産運用収益	45,576	37,523	79,496
(うち利息及び配当金収入)	※6 55,934	※6 46,319	※6 102,511
(うち金銭の信託運用益)	—	0	—
(うち売買目的有価証券運用益)	69	77	148
(うち有価証券売却益)	12,350	4,622	18,424
(うち積立保険料等運用益振替)	△23,105	△21,141	△43,024
その他経常収益	3,355	3,663	7,420
経常費用	793,023	809,690	1,791,710
保険引受費用	650,036	668,807	1,410,733
(うち正味支払保険金)	※2 390,725	※2 440,894	※2 832,768
(うち損害調査費)	37,995	38,347	74,972
(うち諸手数料及び集金費)	※3 111,035	※3 107,227	※3 215,692
(うち満期返戻金)	85,723	74,646	202,767
(うち支払備金繰入額)	※4 181	—	※4 82,472
(うち責任準備金繰入額)	※5 23,503	—	—
資産運用費用	18,089	18,277	134,285
(うち金銭の信託運用損)	2,746	1,262	12,746
(うち有価証券売却損)	574	3,406	2,006
(うち有価証券評価損)	8,275	4,148	78,746
営業費及び一般管理費	123,999	118,006	244,055
その他経常費用	897	4,598	2,635
(うち支払利息)	23	2,492	66
経常利益又は経常損失(△)	29,327	32,138	△153,884
特別利益	273	15,205	33,850
特別法上の準備金戻入額	—	—	31,191
価格変動準備金戻入額	—	—	31,191
その他	※7 273	※7 15,205	※7 2,658
特別損失	2,688	3,156	810
特別法上の準備金繰入額	2,234	2,868	—
価格変動準備金繰入額	2,234	2,868	—
その他	※8 453	※8 287	※8 810
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	26,912	44,188	△120,845
法人税及び住民税	25,630	257	1,613
過年度法人税等戻入額	—	△733	—
法人税等調整額	△15,923	13,948	△48,515
法人税等合計	9,706	13,472	△46,901
中間純利益又は中間純損失(△)	17,205	30,715	△73,943

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	70,000	70,000	70,000
当中間期末残高	70,000	70,000	70,000
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	24,229	24,229	24,229
当中間期末残高	24,229	24,229	24,229
その他資本剰余金			
前期末残高	11	—	11
当中間期変動額			
自己株式の処分	3	2	△11
当中間期変動額合計	3	2	△11
当中間期末残高	15	2	—
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	32,150	36,088	32,150
当中間期変動額			
剰余金の配当	3,938	3,938	3,938
当中間期変動額合計	3,938	3,938	3,938
当中間期末残高	36,088	40,026	36,088
その他利益剰余金			
圧縮記帳積立金			
前期末残高	891	1,123	891
当中間期変動額			
圧縮記帳積立金の積立	—	—	276
圧縮記帳積立金の取崩	△21	△22	△44
当中間期変動額合計	△21	△22	231
当中間期末残高	869	1,100	1,123
固定資産圧縮特別勘定積立金			
前期末残高	276	—	276
当中間期変動額			
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	—	—	△276
当中間期変動額合計	—	—	△276
当中間期末残高	276	—	—
別途積立金			
前期末残高	315,300	331,300	315,300
当中間期変動額			
別途積立金の積立	16,000	—	16,000
別途積立金の取崩	—	△98,000	—
当中間期変動額合計	16,000	△98,000	16,000
当中間期末残高	331,300	233,300	331,300

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
繰越利益剰余金			
前期末残高	63,358	△50,181	63,358
当中間期変動額			
圧縮記帳積立金の積立	—	—	△276
圧縮記帳積立金の取崩	21	22	44
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	—	—	276
別途積立金の積立	△16,000	—	△16,000
別途積立金の取崩	—	98,000	—
剰余金の配当	△23,629	△23,629	△23,629
中間純利益又は中間純損失(△)	17,205	30,715	△73,943
自己株式の処分	—	—	△10
当中間期変動額合計	△22,401	105,109	△113,539
当中間期末残高	40,957	54,928	△50,181
自己株式			
前期末残高	△2,842	△2,839	△2,842
当中間期変動額			
自己株式の取得	△158	△58	△213
自己株式の処分	111	154	216
当中間期変動額合計	△47	96	3
当中間期末残高	△2,890	△2,743	△2,839
株主資本合計			
前期末残高	503,374	409,720	503,374
当中間期変動額			
剰余金の配当	△19,691	△19,690	△19,691
中間純利益又は中間純損失(△)	17,205	30,715	△73,943
自己株式の取得	△158	△58	△213
自己株式の処分	115	157	194
当中間期変動額合計	△2,528	11,123	△93,653
当中間期末残高	500,845	420,844	409,720
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	570,558	205,017	570,558
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△153,248	120,868	△365,540
当中間期変動額合計	△153,248	120,868	△365,540
当中間期末残高	417,309	325,885	205,017
評価・換算差額等合計			
前期末残高	570,558	205,017	570,558
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△153,248	120,868	△365,540
当中間期変動額合計	△153,248	120,868	△365,540
当中間期末残高	417,309	325,885	205,017

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
新株予約権			
前期末残高	557	984	557
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	443	318	426
当中間期変動額合計	443	318	426
当中間期末残高	1,001	1,302	984
純資産合計			
前期末残高	1,074,490	615,721	1,074,490
当中間期変動額			
剰余金の配当	△19,691	△19,690	△19,691
中間純利益又は中間純損失（△）	17,205	30,715	△73,943
自己株式の取得	△158	△58	△213
自己株式の処分	115	157	194
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△152,805	121,186	△365,114
当中間期変動額合計	△155,334	132,310	△458,768
当中間期末残高	919,156	748,032	615,721

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 有価証券の評価基準および評価方法	<p>(1) 売買目的有価証券については、時価法によっております。 なお、売却原価の算定は移動平均法によっております。</p> <p>(2) 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価法によっております。</p> <p>(3) 子会社株式および関連会社株式については、移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>(4) その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。</p> <p>(5) その他有価証券のうち時価評価されていないものについては、移動平均法に基づく原価法または償却原価法によっております。</p> <p>(6) 運用目的および満期保有目的のいずれにも該当しない有価証券の保有を目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、その他有価証券と同じ方法によっております。</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) 同左</p> <p>(5) 同左</p> <p>(6) 同左</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) その他有価証券のうち時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。</p> <p>(5) 同左</p> <p>(6) 同左</p>
2 デリバティブ取引の評価基準および評価方法	<p>デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
3 有形固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産の減価償却の方法は次のとおりであります。</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産（リース資産を除く）は、定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。</p> <p>(2) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証があるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	<p>有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。</p>	同左

項目	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
4 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。</p> <p>今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等に基づき貸倒実績率を算出し、それを基礎として求めた予想損失率を債権額に乗じることにより、今後の一定期間における損失見込額を算出し、当該損失見込額を引き当てております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
	<p>また、全ての債権について、資産の自己査定基準に基づき各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>(2) 投資損失引当金 資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、有価証券等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、中間会計期間末における損失見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生した各事業年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。</p>	<p>(2) 投資損失引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生した各事業年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。 なお、当中間会計期間において、当社保有株式を退職給付信託として、25,276百万円拠出し、これに伴う退職給付信託設定益15,013百万円を特別利益のその他に計上しております。</p>	<p>(2) 投資損失引当金 資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、有価証券等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、期末における損失見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生した各期における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌期から費用処理することとしております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
5 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準	<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員（執行役員を含む）の退職慰労金（年金を含む）の支出に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 賞与引当金 従業員賞与に充てるため、中間会計期間末における支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>(6) 価格変動準備金 株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。</p> <p>外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠し、外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	<p>(4) 賞与引当金 同左</p> <p>(5) 価格変動準備金 同左</p> <p>同左</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金 (追加情報) 当社は、従来、役員（執行役員を含む）の退職慰労金（年金を含む）の支出に備えるため、内規に基づく要支給額を計上していましたが、平成20年6月25日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給が承認されたこと、および平成20年10月24日開催の取締役会において、最終的な支給金額および支給時期等を決議したことに伴い、役員退職慰労引当金を全額取崩し、打ち切り支給額の未払分については、未払金に振替えて表示しております。</p> <p>(5) 賞与引当金 従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>(6) 価格変動準備金 同左</p> <p>外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠し、外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
6 消費税等の会計処理	消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、諸手数料及び集金費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却しております。	同左	同左
7 リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 (会計方針の変更) 所有権移転外ファイナンス・リース取引について、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間からこれらの会計基準等を適用し、リース取引開始日が平成20年4月1日以後の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る会計処理によっております。 これによる経常利益および税引前中間純利益への影響は軽微であります。		

項目	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
8 ヘッジ会計の方法	<p>保有する株式に係る将来の株価変動リスクをヘッジする目的で行う株式スワップ取引については時価ヘッジを適用しております。</p> <p>また、保有する債券等に係る将来の金利変動リスクをヘッジする目的で行う金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては金利スワップの特例処理を、外貨建の債券等に係る将来の為替相場の変動リスクをヘッジする目的で行う為替予約取引および通貨スワップ取引で振当処理の適用要件を満たすものについては振当処理を適用しております。</p> <p>なお、ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を定期的に比較し両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなもの、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものおよび振当処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p>	<p>保有する株式に係る将来の株価変動リスクをヘッジする目的で行う株式スワップ取引については時価ヘッジを適用しております。</p> <p>また、保有する債券等に係る将来の金利変動リスクをヘッジする目的で行う金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては金利スワップの特例処理を、外貨建の債券等に係る将来の為替相場の変動リスクをヘッジする目的で行う為替予約取引および通貨スワップ取引については原則として時価ヘッジを、振当処理の適用要件を満たすものについては振当処理を適用しております。</p> <p>なお、ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を定期的に比較し両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなもの、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものおよび振当処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p>	<p>保有する株式に係る将来の株価変動リスクをヘッジする目的で行う株式スワップ取引については時価ヘッジを適用しております。</p> <p>また、保有する債券等に係る将来の金利変動リスクをヘッジする目的で行う金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては金利スワップの特例処理を、外貨建の債券等に係る将来の為替相場の変動リスクをヘッジする目的で行う為替予約取引および通貨スワップ取引で振当処理の適用要件を満たすものについては振当処理を適用しております。</p> <p>なお、ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を定期的に比較し両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなもの、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものおよび振当処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p>

【表示方法の変更】

<p>前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>
<p>(中間貸借対照表関係) 当中間会計期間から保険業法施行規則の改正により中間貸借対照表の様式を改訂し、「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」および「その他の負債」を内訳表示しております。 なお、前中間会計期間において「その他負債」に含めて計上していた「未払法人税等」は37,457百万円、「リース債務」は該当なし、「その他の負債」は174,353百万円であります。</p>	<p>—————</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は231,356百万円であります。</p> <p>※2 担保に供している資産は有価証券46,267百万円および預貯金6,501百万円であります。これらは、その他の負債に含まれる借入金541百万円の担保のほか、信用状発行の目的などにより差し入れているものであります。 なお、当社の再保険契約上の債務を保証する目的で設立された特別目的会社を通じて、実質的に担保に供している資産は有価証券8,923百万円であります。</p> <p>※3 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は311百万円、延滞債権額は2,237百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は237,848百万円であります。</p> <p>※2 担保に供している資産は有価証券60,633百万円および預貯金5,708百万円であります。これらは、その他の負債に含まれる借入金456百万円の担保のほか、信用状発行の目的などにより差し入れているものであります。 なお、当社の再保険契約上の債務を保証する目的で設立された特別目的会社を通じて、実質的に担保に供している資産は有価証券3,465百万円あります。</p> <p>※3 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は851百万円、延滞債権額は2,260百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は234,376百万円あります。</p> <p>※2 担保に供している資産は有価証券69,554百万円および預貯金6,209百万円あります。これらは、その他の負債に含まれる借入金512百万円の担保のほか、信用状発行の目的などにより差し入れているものであります。 なお、当社の再保険契約上の債務を保証する目的で設立された特別目的会社を通じて、実質的に担保に供している資産は有価証券8,530百万円あります。</p> <p>※3 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は491百万円、延滞債権額は2,463百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権に該当するものではありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。	(2) 同左	(2) 同左
(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は827百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。	(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は712百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。	(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は451百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は3,376百万円であります。	(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は3,824百万円であります。	(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は3,406百万円であります。
※4 支払備金の内訳 支払備金 (出再支払備金 控除前、(ロ)に661,212百万円 掲げる保険を除く) 同上にかかる 出再支払備金 41,692百万円 差引(イ) 619,520百万円 地震保険および 自動車損害賠償 責任保険にかか る支払備金(ロ) 56,727百万円 計(イ+ロ) 676,248百万円	※4 支払備金の内訳 支払備金 (出再支払備金 控除前、(ロ)に662,631百万円 掲げる保険を除く) 同上にかかる 出再支払備金 32,167百万円 差引(イ) 630,464百万円 地震保険および 自動車損害賠償 責任保険にかか る支払備金(ロ) 55,775百万円 計(イ+ロ) 686,240百万円	※4 支払備金の内訳 支払備金 (出再支払備金 控除前、(ロ)に739,805百万円 掲げる保険を除く) 同上にかかる 出再支払備金 38,585百万円 差引(イ) 701,219百万円 地震保険および 自動車損害賠償 責任保険にかか る支払備金(ロ) 57,319百万円 計(イ+ロ) 758,538百万円
※5 責任準備金の内訳 普通責任準備金 (出再責任準備金 控除前) 948,305百万円 同上にかかる 出再責任準備金 32,514百万円 差引(イ) 915,790百万円 その他の責任 準備金(ロ) 2,361,652百万円 計(イ+ロ) 3,277,443百万円	※5 責任準備金の内訳 普通責任準備金 (出再責任準備金 控除前) 930,315百万円 同上にかかる 出再責任準備金 30,192百万円 差引(イ) 900,122百万円 その他の責任 準備金(ロ) 2,271,970百万円 計(イ+ロ) 3,172,093百万円	※5 責任準備金の内訳 普通責任準備金 (出再責任準備金 控除前) 920,299百万円 同上にかかる 出再責任準備金 28,597百万円 差引(イ) 891,702百万円 その他の責任 準備金(ロ) 2,291,171百万円 計(イ+ロ) 3,182,874百万円
※6 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが83,118百万円含まれております。	※6 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが67,454百万円含まれております。	※6 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが73,964百万円含まれております。
※7 貸付コミットメント契約に係る融資未実行残高は25,910百万円であります。	※7 貸付コミットメント契約に係る融資未実行残高は20,972百万円であります。	※7 貸付コミットメント契約に係る融資未実行残高は24,308百万円であります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1 正味収入保険料の内訳 収入保険料 796,968百万円 支払 ー) 再保険料 122,097百万円 正味収入 保険料 674,871百万円	※1 正味収入保険料の内訳 収入保険料 750,536百万円 支払 ー) 再保険料 108,871百万円 正味収入 保険料 641,665百万円	※1 正味収入保険料の内訳 収入保険料 1,519,798百万円 支払 ー) 再保険料 229,333百万円 正味収入 保険料 1,290,464百万円
※2 正味支払保険金の内訳 支払保険金 493,518百万円 回収 ー) 再保険金 102,792百万円 正味支払 保険金 390,725百万円	※2 正味支払保険金の内訳 支払保険金 540,997百万円 回収 ー) 再保険金 100,103百万円 正味支払 保険金 440,894百万円	※2 正味支払保険金の内訳 支払保険金 1,037,833百万円 回収 ー) 再保険金 205,065百万円 正味支払 保険金 832,768百万円
※3 諸手数料及び集金費の内訳 支払諸手数料 及び集金費 119,291百万円 出再保険 ー) 手数料 8,256百万円 諸手数料 及び集金費 111,035百万円	※3 諸手数料及び集金費の内訳 支払諸手数料 及び集金費 115,398百万円 出再保険 ー) 手数料 8,171百万円 諸手数料 及び集金費 107,227百万円	※3 諸手数料及び集金費の内訳 支払諸手数料 及び集金費 232,832百万円 出再保険 ー) 手数料 17,140百万円 諸手数料 及び集金費 215,692百万円
※4 支払備金繰入額 (△は支払備 金戻入額) の内訳 支払備金繰入 額 (出再支払 備金控除前、 (ロ)に掲げる 保険を除く) 4,598百万円 同上にかかる 出再支払備金 繰入額 2,493百万円 差引 (イ) 2,105百万円 地震保険およ び自動車損害 賠償責任保険 にかかる支払 備金繰入額 (ロ) △1,923百万円 計 (イ+ロ) 181百万円	※4 支払備金繰入額 (△は支払備 金戻入額) の内訳 支払備金繰入 額 (出再支払 備金控除前、 △77,173百万円 (ロ)に掲げる 保険を除く) 同上にかかる 出再支払備金 繰入額 △6,418百万円 差引 (イ) △70,754百万円 地震保険およ び自動車損害 賠償責任保険 にかかる支払 備金繰入額 (ロ) △1,543百万円 計 (イ+ロ) △72,297百万円	※4 支払備金繰入額 (△は支払備 金戻入額) の内訳 支払備金繰入 額 (出再支払 備金控除前、 (ロ)に掲げる 保険を除く) 同上にかかる 出再支払備金 繰入額 △613百万円 差引 (イ) 83,804百万円 地震保険およ び自動車損害 賠償責任保険 にかかる支払 備金繰入額 (ロ) △1,332百万円 計 (イ+ロ) 82,472百万円
※5 責任準備金繰入額 (△は責任 準備金戻入額) の内訳 普通責任準備 金繰入額 (出 再責任準備金 控除前) 18,417百万円 同上にかかる 出再責任準備 金繰入額 2,621百万円 差引 (イ) 15,795百万円 その他の責任 準備金繰入額 (ロ) 7,707百万円 計 (イ+ロ) 23,503百万円	※5 責任準備金繰入額 (△は責任 準備金戻入額) の内訳 普通責任準備 金繰入額 (出 再責任準備金 控除前) 10,015百万円 同上にかかる 出再責任準備 金繰入額 1,594百万円 差引 (イ) 8,420百万円 その他の責任 準備金繰入額 (ロ) △19,201百万円 計 (イ+ロ) △10,780百万円	※5 責任準備金繰入額 (△は責任 準備金戻入額) の内訳 普通責任準備 金繰入額 (出 再責任準備金 控除前) △9,588百万円 同上にかかる 出再責任準備 金繰入額 △1,295百万円 差引 (イ) △8,292百万円 その他の責任 準備金繰入額 (ロ) △62,772百万円 計 (イ+ロ) △71,065百万円

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																						
<p>※6 利息及び配当金収入の内訳</p> <table> <tr><td>預貯金利息</td><td>100百万円</td></tr> <tr><td>コールローン 利息</td><td>254百万円</td></tr> <tr><td>買現先勘定 利息</td><td>285百万円</td></tr> <tr><td>買入金銭債権 利息</td><td>439百万円</td></tr> <tr><td>有価証券利息・ 配当金</td><td>46,849百万円</td></tr> <tr><td>貸付金利息</td><td>4,411百万円</td></tr> <tr><td>不動産賃貸料</td><td>2,708百万円</td></tr> <tr><td>その他利息・ 配当金</td><td>883百万円</td></tr> <tr><td>利息及び 配当金収入</td><td>55,934百万円</td></tr> </table>	預貯金利息	100百万円	コールローン 利息	254百万円	買現先勘定 利息	285百万円	買入金銭債権 利息	439百万円	有価証券利息・ 配当金	46,849百万円	貸付金利息	4,411百万円	不動産賃貸料	2,708百万円	その他利息・ 配当金	883百万円	利息及び 配当金収入	55,934百万円	<p>※6 利息及び配当金収入の内訳</p> <table> <tr><td>預貯金利息</td><td>55百万円</td></tr> <tr><td>コールローン 利息</td><td>40百万円</td></tr> <tr><td>買現先勘定 利息</td><td>101百万円</td></tr> <tr><td>買入金銭債権 利息</td><td>354百万円</td></tr> <tr><td>有価証券利息・ 配当金</td><td>38,182百万円</td></tr> <tr><td>貸付金利息</td><td>4,302百万円</td></tr> <tr><td>不動産賃貸料</td><td>2,731百万円</td></tr> <tr><td>その他利息・ 配当金</td><td>551百万円</td></tr> <tr><td>利息及び 配当金収入</td><td>46,319百万円</td></tr> </table>	預貯金利息	55百万円	コールローン 利息	40百万円	買現先勘定 利息	101百万円	買入金銭債権 利息	354百万円	有価証券利息・ 配当金	38,182百万円	貸付金利息	4,302百万円	不動産賃貸料	2,731百万円	その他利息・ 配当金	551百万円	利息及び 配当金収入	46,319百万円	<p>※6 利息及び配当金収入の内訳</p> <table> <tr><td>預貯金利息</td><td>163百万円</td></tr> <tr><td>コールローン 利息</td><td>359百万円</td></tr> <tr><td>買現先勘定 利息</td><td>494百万円</td></tr> <tr><td>買入金銭債権 利息</td><td>863百万円</td></tr> <tr><td>有価証券利息・ 配当金</td><td>84,861百万円</td></tr> <tr><td>貸付金利息</td><td>8,919百万円</td></tr> <tr><td>不動産賃貸料</td><td>5,453百万円</td></tr> <tr><td>その他利息・ 配当金</td><td>1,396百万円</td></tr> <tr><td>利息及び 配当金収入</td><td>102,511百万円</td></tr> </table>	預貯金利息	163百万円	コールローン 利息	359百万円	買現先勘定 利息	494百万円	買入金銭債権 利息	863百万円	有価証券利息・ 配当金	84,861百万円	貸付金利息	8,919百万円	不動産賃貸料	5,453百万円	その他利息・ 配当金	1,396百万円	利息及び 配当金収入	102,511百万円
預貯金利息	100百万円																																																							
コールローン 利息	254百万円																																																							
買現先勘定 利息	285百万円																																																							
買入金銭債権 利息	439百万円																																																							
有価証券利息・ 配当金	46,849百万円																																																							
貸付金利息	4,411百万円																																																							
不動産賃貸料	2,708百万円																																																							
その他利息・ 配当金	883百万円																																																							
利息及び 配当金収入	55,934百万円																																																							
預貯金利息	55百万円																																																							
コールローン 利息	40百万円																																																							
買現先勘定 利息	101百万円																																																							
買入金銭債権 利息	354百万円																																																							
有価証券利息・ 配当金	38,182百万円																																																							
貸付金利息	4,302百万円																																																							
不動産賃貸料	2,731百万円																																																							
その他利息・ 配当金	551百万円																																																							
利息及び 配当金収入	46,319百万円																																																							
預貯金利息	163百万円																																																							
コールローン 利息	359百万円																																																							
買現先勘定 利息	494百万円																																																							
買入金銭債権 利息	863百万円																																																							
有価証券利息・ 配当金	84,861百万円																																																							
貸付金利息	8,919百万円																																																							
不動産賃貸料	5,453百万円																																																							
その他利息・ 配当金	1,396百万円																																																							
利息及び 配当金収入	102,511百万円																																																							
<p>※7 特別利益のその他は、固定資産処分益273百万円であります。</p>	<p>※7 特別利益のその他は、退職給付信託設定益15,013百万円および固定資産処分益191百万円であります。</p>	<p>※7 特別利益のその他は、海外再保険取引に起因する損失に関して米国保険代理店フォートレス・リー社等より受け取った和解金2,050百万円および固定資産処分益608百万円であります。</p>																																																						
<p>※8 特別損失のその他は、固定資産処分損340百万円および不動産評価損113百万円であります。</p>	<p>※8 特別損失のその他は、固定資産処分損287百万円であります。</p>	<p>※8 特別損失のその他は、固定資産処分損697百万円および不動産評価損113百万円であります。</p>																																																						

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
普通株式	3,181	155	124	3,213
合 計	3,181	155	124	3,213

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加155千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2 普通株式の自己株式の株式数の減少124千株は、単元未満株式の買増しによる減少79千株および新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分45千株であります。

II 当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
普通株式	3,188	93	173	3,108
合 計	3,188	93	173	3,108

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加93千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2 普通株式の自己株式の株式数の減少173千株は、単元未満株式の買増しによる減少17千株および新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分156千株であります。

III 前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	3,181	248	241	3,188
合 計	3,181	248	241	3,188

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加248千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2 普通株式の自己株式の株式数の減少241千株は、単元未満株式の買増しによる減少178千株および新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分63千株であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																										
<p>1 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間会計期間末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>4,173</td> <td>2,083</td> <td>—</td> <td>2,089</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)	有形固定資産	4,173	2,083	—	2,089	<p>1 ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間会計期間末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>3,299</td> <td>2,066</td> <td>—</td> <td>1,233</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)	有形固定資産	3,299	2,066	—	1,233	<p>1 ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>4,166</td> <td>2,162</td> <td>—</td> <td>2,003</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	有形固定資産	4,166	2,162	—	2,003												
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)																																								
有形固定資産	4,173	2,083	—	2,089																																								
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)																																								
有形固定資産	3,299	2,066	—	1,233																																								
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																								
有形固定資産	4,166	2,162	—	2,003																																								
<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高の有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額等 未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>871百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,218百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,089百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 —百万円</p> <p>なお、未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高の有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>926百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>926百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>—百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によりしております。</p>	1年内	871百万円	1年超	1,218百万円	合計	2,089百万円	支払リース料	926百万円	リース資産減損勘定の取崩額	—百万円	減価償却費相当額	926百万円	減損損失	—百万円	<p>同左</p> <p>(2) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額等 未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>690百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>542百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,233百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 —百万円</p> <p>同左</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>787百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>787百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>—百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>	1年内	690百万円	1年超	542百万円	合計	1,233百万円	支払リース料	787百万円	リース資産減損勘定の取崩額	—百万円	減価償却費相当額	787百万円	減損損失	—百万円	<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高の有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>870百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,132百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,003百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 —百万円</p> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高の有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>1,012百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>1,012百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>—百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>	1年内	870百万円	1年超	1,132百万円	合計	2,003百万円	支払リース料	1,012百万円	リース資産減損勘定の取崩額	—百万円	減価償却費相当額	1,012百万円	減損損失	—百万円
1年内	871百万円																																											
1年超	1,218百万円																																											
合計	2,089百万円																																											
支払リース料	926百万円																																											
リース資産減損勘定の取崩額	—百万円																																											
減価償却費相当額	926百万円																																											
減損損失	—百万円																																											
1年内	690百万円																																											
1年超	542百万円																																											
合計	1,233百万円																																											
支払リース料	787百万円																																											
リース資産減損勘定の取崩額	—百万円																																											
減価償却費相当額	787百万円																																											
減損損失	—百万円																																											
1年内	870百万円																																											
1年超	1,132百万円																																											
合計	2,003百万円																																											
支払リース料	1,012百万円																																											
リース資産減損勘定の取崩額	—百万円																																											
減価償却費相当額	1,012百万円																																											
減損損失	—百万円																																											

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
2 オペレーティング・リース取引のうち解約不能なものに係る未経過リース料 (借主側) 1年内 167百万円 1年超 689百万円 合計 856百万円 (貸主側) 1年内 302百万円 1年超 285百万円 合計 588百万円	2 オペレーティング・リース取引のうち解約不能なものに係る未経過リース料 (借主側) 1年内 187百万円 1年超 561百万円 合計 748百万円 (貸主側) 1年内 973百万円 1年超 3,436百万円 合計 4,410百万円	2 オペレーティング・リース取引のうち解約不能なものに係る未経過リース料 (借主側) 1年内 151百万円 1年超 604百万円 合計 755百万円 (貸主側) 1年内 950百万円 1年超 3,796百万円 合計 4,746百万円

(有価証券関係)

子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末（平成20年9月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間末（平成21年9月30日）

該当事項はありません。

前事業年度末（平成21年3月31日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1 共通支配下の取引等

中間連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しておりますので、注記を省略しておりません。

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 共通支配下の取引等

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しておりますので、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)		前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	932.59円	1株当たり純資産額	758.38円	1株当たり純資産額	624.38円
1株当たり 中間純利益金額	17.47円	1株当たり 中間純利益金額	31.19円	1株当たり 当期純損失金額(△)	△75.10円
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額	17.47円	潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額	31.17円	潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	—

(注) 1 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載していません。

2 1株当たり中間純利益金額または当期純損失金額および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり中間純利益金額 または当期純損失金額(△)			
中間純利益または当期純損失 (△)(百万円)	17,205	30,715	△73,943
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間純利益 または当期純損失(△) (百万円)	17,205	30,715	△73,943
普通株式の 期中平均株式数(千株)	984,545	984,630	984,540
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	—	—	—
普通株式増加数(千株)	320	538	—
(うち新株予約権(千株))	(320)	(538)	(—)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 7 銘柄 潜在株式の数 2,343,000株 新株予約権の概要については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権 14 銘柄 潜在株式の数 3,130,000株 新株予約権の概要については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権 9 銘柄 潜在株式の数 2,915,000株 新株予約権の概要については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	919,156	748,032	615,721
純資産の部の合計額から 控除する金額 (百万円)	1,001	1,302	984
(うち新株予約権 (百万円))	(1,001)	(1,302)	(984)
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額 (百万円)	918,154	746,729	614,737
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末(期末) の普通株式の数(千株)	984,520	984,625	984,544

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>—————</p>	<p>(日本興亜損害保険株式会社との経営統合に係る最終契約書の締結)</p> <p>当社と日本興亜損害保険株式会社(以下「日本興亜損保」)は、平成21年3月13日に、共同株式移転により共同持株会社を設立して経営統合することに向けて合意した「経営統合に向けての基本合意書」を、また平成21年7月29日に、株式移転比率および経営統合に関する追加合意事項を定めた「経営統合に向けての契約書」を締結しておりますが、今般、平成21年10月30日開催の両社の取締役会において「株式移転計画書」および「経営統合に関する契約書」を決議し、最終契約書を締結いたしました。</p> <p>これにより定められた主要な事項の概要は、以下のとおりであります。</p> <p>1 株式移転の日程</p> <p>(1) 株式移転計画承認臨時株主総会(以下「臨時株主総会」) 基準日公告日 平成21年10月16日</p> <p>(2) 株式移転計画書作成、最終契約書締結 平成21年10月30日</p> <p>(3) 臨時株主総会基準日 平成21年10月31日</p> <p>(4) 臨時株主総会 平成21年12月22日(予定)</p> <p>(5) 上場廃止日 平成22年3月29日(予定)</p> <p>(6) 株式移転の効力発生日 平成22年4月1日(予定)</p> <p>(7) 共同持株会社設立登記日 平成22年4月1日(予定)</p> <p>(8) 共同持株会社株式上場日 平成22年4月1日(予定)</p> <p>なお、上場廃止日は、各証券取引所より公表されている「株券等の5日目決済及び期間売買停止の廃止について」に基づいて記載しております。株券等の5日目決済の廃止が予定どおり行われない場合は、上場廃止日は平成22年3月26日(予定)となります。</p>	

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>また、共同持株会社の株式の新規上場申請は、東京証券取引所および大阪証券取引所に対して行う予定であり、共同持株会社の完全子会社となる当社は東京、大阪、名古屋、札幌および福岡の各証券取引所において、同じく日本興亜損保は東京、大阪および名古屋の各証券取引所において、それぞれ上場廃止となる予定です。</p> <p>本件株式移転の手続きを進める中で、やむを得ない状況が生じた場合には、両社協議のうえ、日程を変更する場合があります。</p> <p>2 当該株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の資本金の額、純資産の額および総資産の額</p> <p>(1) 資本金の額 1,000億円 (2) 純資産の額 未定 (3) 総資産の額 未定</p>	<p>(社債の発行)</p> <p>当社は、平成21年5月20日開催の取締役会決議に基づき、平成21年5月27日に株式会社損害保険ジャパン第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定）（以下「本社債」といいます。）を発行いたしました。</p> <p>1 社債総額 128,000百万円</p> <p>2 払込金額 各本社債の金額100円につき金100円</p> <p>3 払込期日および発行日 平成21年5月27日</p> <p>4 利率 (1) 平成26年5月27日以前 固定利率</p>

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>(2) 平成26年5月28日以降 変動利率（平成31年5月27日以前は、6か月円ライボ（LIBOR）に対して、条件決定時におけるスプレッド（以下「当初スプレッド」といいます。）および0.20%のステップアップ金利を合計した利率、平成31年5月28日以降は、6か月円ライボ（LIBOR）に対して、当初スプレッドおよび1.00%のステップアップ金利を合計した利率とします。）</p> <p>5 償還期限 平成81年5月27日（発行日から60年経過後） ただし、当社はその選択により、平成26年5月27日以降の各利払日において、監督当局の事前承認を前提として、本社債の元本の全部または一部を繰上償還することができます。また、本社債につき当社にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされ当社が合理的な努力によってもこれを回避できない場合、格付機関より本社債について発行時点の資本性よりも低いものとして取り扱う旨の決定が公表もしくは通知された場合、または当社が、監督当局と協議の結果、本社債がソルベンシー・マージン規制上の負債性資本調達手段等として算入されなくなるおそれが軽微でないと判断した場合は、監督当局の事前承認を前提として、当社はその選択により、本社債の元本の全部（一部は不可）を繰上償還することができます。</p> <p>6 担保・保証 該当事項はありません。</p> <p>7 資金用途 実質的な自己資本の増強により、財務基盤の強化を図るため。</p>

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>8 その他重要な特約等</p> <p>(1) 借換制限 当社は、償還または買入日以前6か月間に、当社普通株式または本社債と同等以上の資本性を有するものと格付機関から承認を得た証券もしくは債務により資金を調達していない限り、本社債につき償還（ただし、満期償還を除きます。）または買入れを実施しないことを意図しております。</p> <p>(2) 利息の支払制限</p> <p>① 利払いの任意停止 当社は、その裁量により、本社債の利息の支払の全部または一部を繰り延べることができます（以下当該繰延べを「任意停止」、任意停止により繰り延べられた利息の未払金額を「任意停止金額」、任意停止がなければ当該利息が支払われるはずであった利払日を「任意停止利払日」といいます。）。また、繰り延べた利息は累積します。</p> <p>② 任意停止金額の支払についての努力 当社は、各任意停止利払日の5年後の利払日において、当該任意停止利払日における任意停止金額およびこれに対する利息を弁済するべく、本社債の要項に定める営利事業として実行可能な限りの合理的な努力を行うことを意図しております。</p>

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>③ 任意停止金額の強制支払 上記にかかわらず、当社が 本社債に実質的に劣後する 当社株式（当社普通株式を 含みます。）に対して剰余 金の配当を行う場合もしくは これらの当社株式を取得 する場合（ただし、法令に 基づき買い取る義務がある 場合を除きます。）または 剰余金の配当に関して最上 位の当社優先株式もしくは 本社債と実質的に同順位の 証券もしくは債務に関して 剰余金の配当もしくは利息 の支払がなされたときは、 当社は、所定の期日に、任 意停止金額およびこれに対 する利息を弁済するべく、 本社債の要項に定める営利 事業として実行可能な限り の合理的な努力を行うこと とします。</p> <p>④ 任意停止金額の支払原資の 制限 任意停止金額およびこれに 対する利息を支払う場合 は、当該支払を行う日まで の6か月間に、当社普通株 式または格付機関から本社 債と同等以上の資本性を有 するとの承認を得た証券ま たは債務により調達した純 手取金（ただし、本社債の 要項に定められた限度とし ます。）により支払うもの とし、これ以外の資金から は支払われないものとしま す。</p>

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>(3) 劣後条項 本社債の社債権者は、当社の清算手続、破産手続、会社更生手続もしくは民事再生手続または日本法によらないこれらに準ずる手続において、上位債務に劣後し、剰余金の配当を受ける権利に関して最上位の当社優先株式（当社が今後発行した場合）と実質的に同順位となる範囲においてのみ権利を有します。</p> <p>9 発行方法 日本国内における適格機関投資家限定私募</p> <p>(株式の取得) 当社は、連結子会社である Yasuda Seguros S.A. を通じて、Maritima Seguros S.A. の普通株式50%を取得することを、同社および同社の主要株主と合意のうえ、平成21年5月20日開催の取締役会において決議いたしました。対象会社の概要、株式の取得目的等は以下のとおりであります。</p> <p>1 対象会社の概要 社名：Maritima Seguros S.A. 本社：ブラジル サンパウロ州 サンパウロ市 事業の内容：損害保険事業 正味収入保険料（連結） （平成20年12月期）： 1,031百万リアル (44,076百万円) 総資産（連結） （平成20年12月31日）： 1,038百万リアル (44,368百万円)</p> <p>2 株式取得の目的 今後も継続的な成長が見込まれるブラジルの保険市場において、強固な販売チャンネルを有するMaritima Seguros S.A. の株式を取得することで、同国における事業の拡大を目的とするものであります。</p>

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>3 株式の取得時期 Yasuda Seguros S.A. は、Maritima Seguros S.A. の普通株式の50%と議決権のない優先株式の一部を平成21年7月までに取得する見込みであります。また、これに先立ち当社は、Maritima Seguros S.A. の株式取得のためにYasuda Seguros S.A. が実施する第三者割当増資を349百万リアル（14,911百万円）引き受ける予定であります。</p> <p>4 株式の取得価額 Yasuda Seguros S.A. は、335百万リアル（14,341百万円）を上限に取得を行う予定であります。</p> <p>(注) () 内に記載した円貨額は、平成21年3月末現在の為替相場（1リアル：42.72円）による換算額であります。</p>

4 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月28日

株式会社損害保険ジャパン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 満 雄 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 白 倉 健 司 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社損害保険ジャパンの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社損害保険ジャパン及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月27日

株式会社損害保険ジャパン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白 倉 健 司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 柴 則 央 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社損害保険ジャパンの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の間接連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社損害保険ジャパン及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

-
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月28日

株式会社損害保険ジャパン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 満 雄 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 白 倉 健 司 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社損害保険ジャパンの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第66期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社損害保険ジャパンの平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

-
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月27日

株式会社損害保険ジャパン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 白 倉 健 司 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 羽 柴 則 央 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社損害保険ジャパンの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第67期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社損害保険ジャパンの平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月27日
【会社名】	株式会社損害保険ジャパン
【英訳名】	Sompo Japan Insurance Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 佐藤正敏
【最高財務責任者の役職氏名】	該当なし
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
【縦覧に供する場所】	当社 横浜支店(横浜市中区本町2丁目12番地) 当社 千葉支店(千葉市中央区鶴沢町20番16号) 当社 埼玉支店(さいたま市大宮区桜木町4丁目82番地1) 当社 名古屋支店(名古屋市中区丸の内3丁目22番21号) 当社 北大阪支店(大阪市中央区瓦町4丁目1番2号) 当社 神戸支店(神戸市中央区栄町通3丁目3番17号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神2丁目14番2号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西5丁目14番地の1)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 佐藤正敏 は、当社の第67期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。